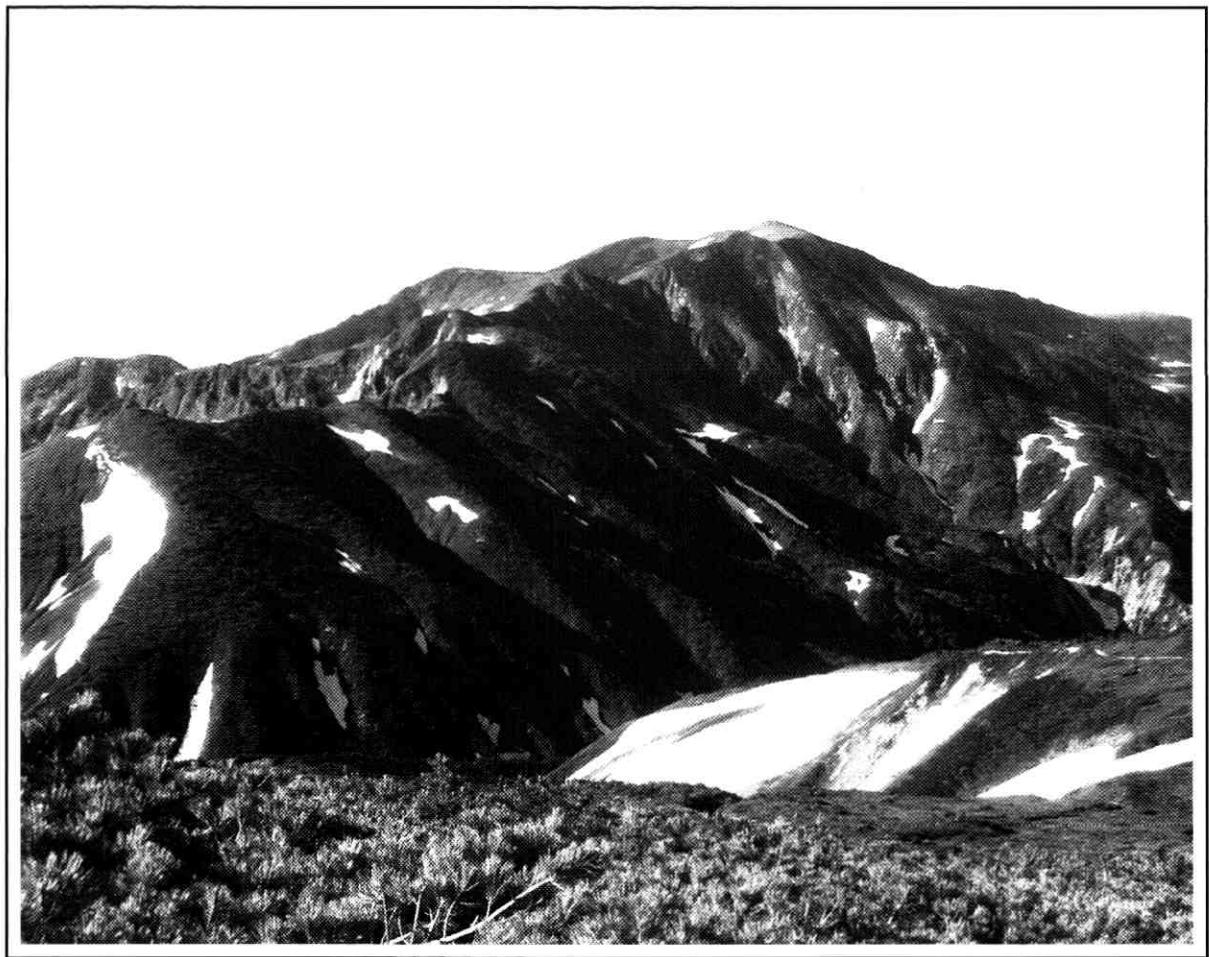


# 国民と森林

2016年・夏季  
第 137 号



国民森林会議

## 目 次

季刊

# 国民と森林

No.137  
2016年 夏季号

我が国の森と林業再生への一考

富村 周平

木材の時代に向けて考えるべきこと

島田 泰助

平成27年度提言「近年の間伐のあり方」

||今井敏林野庁長官に提言||

平成27年度国民森林会議提言（要旨）

近年の間伐のあり方について（提言全文）

切り抜き森林・林政ジャーナル

アトランダム雑誌切り抜き

28

26

16

15

14

7

1

表紙のことば

初夏の別山

撮影地 白山室堂  
清水洋嗣（岐阜県高山市在住）

靈峰白山は古くから信仰の山として、美濃や加賀から稜線をたどり、仏の宿る白山山頂の一つ御前峰に登り僧の修行の場となっていた。

なかでも美濃の石徹白から別山尾根を通り多くの信者が主峰をめざしたとされ、「上り千人、下り千人」と語りつがれている。

ところで別山（2399.4m）ですが、主峰から少し離れているため別山と名付けられた。

# 我が国の森と林業再生への一考(1)

富 村 周 平

(株式会社 富村環境事務所)

## はじめに

今年の年初に、「林業は甦るか—出口を失った林業—」と題した我が国林業の危うさについて本誌に投稿した。そこでは森林資源データが不正確で現実とかけ離れた虚構の世界が作られていることや、我が国全体の体系的な施業が霧散したことなどを取り上げた。また、戦後の林業復興に単純な増産で対応し、外材に木材供給源を奪われたこと、それによる林業の川下誘導に乱高下したこと、さらに現在エネルギー自給率の回復に木材資源を電力として巻き込むこととの無策さ等により、いよいよ林業という生業が消えつつあることを指摘した。このような逆風の中、何よりも行政の連発する補助金制度の攻勢が思い付きの画一的マニュアルに終始し、変化の多い我が国独特の自然条件を無視した林業が展開され、林業事業の自立性が無くなっていることを問題として取り上げた。

しかしながら、このようなネガティブな

論調では何の解決にもならないことから、これらの諸問題を土台にしつつも、我が国森と林業の再生のための一案を提案してみたい。具現化的難しい抽象論に終始する懸念はあるものの、解決に窮した我が国森と林業の現状を脱するヒントにでもなれば幸いと思い直した。この稿は、本誌の論考の一環として連続シリーズを予定しているが、筆者の浅学さ故、明確な提言にまでたどり着かない可能性のあることを、あらかじめお断りしておきたい。

第一回目の今回は、世界各国での気候条件の違い、特に温度(暖かさの指標)に規定される世界の森林タイプの分布の違いに

加えて、植物の生存基盤である光合成に作用する光条件、つまり緯度による森林に対する照射角度と照射範囲・位置がどのような森を作るか例示する。そしてこれら森のタイプの違いが、その国の林業の形態に大きな差異を生じていることを考えてみた。つまり、自然に整合した林業のあり方、特に我が国の林業をこの観点から再考してみ

たい。

第二回目は、気候条件等自然と林業の関わりの違いについてフランス・ドイツを例にとり我が国の林業と比較する。そして第三回以降は、林業の発達の歴史について我が国と我が国に影響を与えた林業先進国を事例に振り返える。林業に対する基本的方針や施業技術の変遷の違いを取り上げ、森林資源データの取得と蓄積、そしてその活用の仕方を述べ、施業体系の選択等の違いがどの時点・局面で変わつていったか、我が国の林業の基本の歪みの原因を探り、その改善法を考えたい。

## 1 世界の森の姿 1.1 世界の森の分布と特徴

かつて、大森林地帯であった地球も氷河期を経て、現在では陸地面積の1/3を占めるにすぎない。この面積減少は砂漠地帯の大きな広がりに加えて、農業や産業振興による土地利用の多角化や拡大、そして熱帯林を中心とした過剰伐採にあることは周

知のことである。

通常、年間約500mmの降水量があれば、まともな森林は形成される。この点、例えばヨーロッパでは平均約700mm／年の降水量で我が国と比べればはるかに少なく、森林の維持に苦慮している。降雨パターンは、冬季の降水に比べて夏は少なく、近年の気候変動で夏の立枯れが目立ち始めている。このため、飲用や農業用水となる水源



図1.1 世界の森林分布（陸地面積の3割）

－北米・欧州・シベリア・南米ほか・熱帯地域、日本も含む－

<https://www.bing.com/images/search?q=%e4%b8%96%e7%95%8c%e3%81%ae%e6%a3%ae%e6%9e%97%e5%88%86%e5%b8%83&view=detalv2&id=B2A67A66B8AAF1C0831FF18DC06314BDE569E398&selectedindex=8&ccid=kZYb7QJF&simid=607>

域には冬に落葉するカラマツや広葉樹が選択され、常緑針葉樹等が排除されるなど気象との争いが重要課題になっている。

ヨーロッパの森は、氷河期に南下したのち温暖期に地中海に北上を阻まれ、多くの植物種の減少を招いた。お陰で、更新時の稚樹の種間競争が減じ、天然更新が容易に行われることになったことは林業的な優位性を不動のものにしている。芝生のスポーツの発祥と拡大もこの地上レベルの植物種間の競争が少ないことに起因している。

一方、北アメリカ大陸も西部の原生林の採取と南部の植林で林業を賄ってきた歴史が今も残る。アメリカ東北部では針広混交林施業も盛んで、この点ヨーロッパ林業と相通ずる地域がある。ただ、木材生産から流通に至るまでコスト競争力の強化努力に対する尽力は多大であり、林業経営における経済的な先進性を有している。また大陸北部のカナダは地域によって変化が大きいが、過去から現在にかけて概ねオーリドグロース（老齢樹）原生林が伐採対象の大部 分を占めている。森林資源に富むカナダには、この点自国の森林の開発と保護の両方を行わなければならないという難しい課題がある。カナダも持続可能な森林政策の確立を目指してきたが、森林の持つ両機能のバランスを取る方法を摸索している転換期にある。

そして、大森林地帯の熱帯は、原生的な

状態で保持しておくことが重要で、裸地となる大規模伐採を受けると、年間6,000mm程度の多雨と強雨が土壤の侵食を招き、森林の再生は極めて困難となる。高温多湿な環境は落ち葉などの栄養分の分解が速く、多くの生物を含む豊かな森も、木材利用の面からの有用種の採取本数はha当たりにして数本に限られ、さらに枝の張る常緑広葉樹の収穫には大規模皆伐が伴い、大きな面積の森林破壊となる。先進国の木材需要というエゴが、地元の政府や有力者と繋がり、大切な木材資源を今もなお収奪し続けている。

我が国の約70%を占める森林地帯は、残る地球の陸地面積の1/3の森林面積の構成に寄与している。多雨が故に土砂災害の危険も伴うが、循環利用を可能にする主要な林業地帯である。しかしながら、天然更新が困難で、急峻な山岳地帯での収穫・育林を余儀なくさせている点や自然に合致しない樹種選択等が林業の不活性化の原因となっていると推察される。

何よりも南北2,500kmに及ぶ緯度の差と、列島の中央部に3,000m級の急峻な山岳が連座し、様々なタイプの気候条件が豊かな森を形成してきた。ただ、林業面では、水食による皺の多い斜面で構成される山岳域と気候条件の変化が有用樹種や多様な施業法を選択するという難しさを内包している。何よりも林道路網の延伸を地

形条件が阻害している。この多種多様な自然的条件を一切無視し、「適地適木」という簡単な図式で、日本列島全体をスギを中心とした数種の林業樹種で覆いつくしたことや、初期ドイツの画一的「齊林」の育成法に終始したことが、自然に合致しない林業を推し進めてきた間違いの始まりとなつたのである。

## 1・2 平地・丘陵が世界の森林・林業の主要地

世界の陸地面積の1/3に残る森林も実は平地か丘陵地が多い。ユーラシア大陸では、西からピレーネ、アルプス、ウラル山脈とこれらに続く脇山脈ぐらいで、残る平地・丘陵に森林が多く、林業地となつている。我が国の林業はドイツを手本に築きあげられてきたが、その中心部であるシュバルツバールト（黒い森）も標高1,000mを越える山はあるものの、丘陵性で緩やかな斜面が多い。これに面するフランス側も同様な山体を形成し、ボージュと呼ばれる比較的緩やかな山体で林業には地形上の支障はない。両山体はライン川が陥没してできた同一のものであったが、両国の国民性の違いか、フランス側では広葉樹（ブナ・ナラ類）林とモミ・トウヒの複層林、ドイツ側ではオーストリアから移入したともいわれるトウヒの一斎林となつており、両者の林相は大きく異なつていた。地形も地質

も同一でありますから両国の林相の違いが国民性に由来することに注目し、私も加わった森林統計研究会が約40年前から森林文化の比較研究がなされてきたところである。また、オーストリアも急傾斜地林業とし

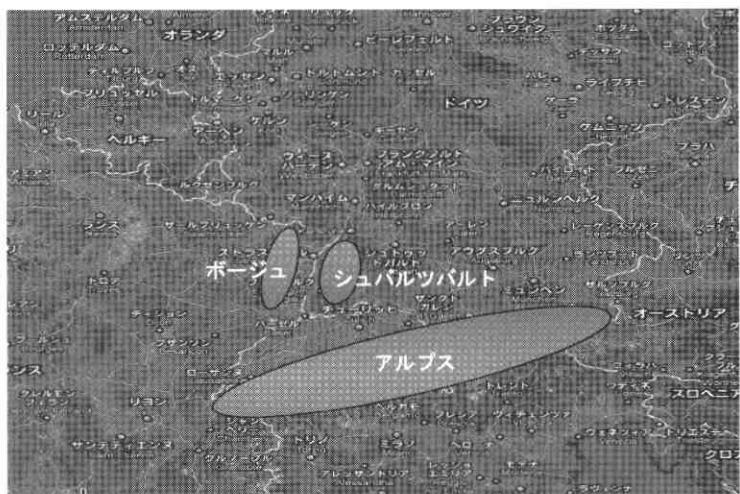


図1.2 ユーラシア大陸のうちドイツを中心とする林業地はほとんどが平地・丘陵  
—アルプス山脈の北側にはドイツのシュバルツバールトとフランスのボージュ山地—

て機械化などの見本に導入を図ってきたが、水河によるU字谷には少雨のため浸食谷が少なく、齊一平行斜面で地形の皺が少なく、これも高性能大型林業機械での林業は支障なく行われる。さらに、写真では分かりづらいが、主要都市を結ぶ道路はあくまで直線で長く、森の中の林道も直線で構成されている。林分が四角形で区分され、育林・収穫等のアクセスは容易で、林業機械類の種類も規模も自由選択できることにも大きな優位性を有している。アメリカ大陸でも北米はロッキー山脈、南米はアンデス山脈が主軸になり、両者とも山岳林も多いが、ミシシッピ川流域やアマゾン川流域に代表される広大な平地が森林地帯になつておらず、これらが林業の集約地であることは間違いない。

## 2 緯度による樹形と林型の違い (フィンランドからインドネシアまで)

緯度の違いは、当然気温と深く関係し、それに伴う植生の違いは明らかである。ただ、生物が光を含む電磁波と交信していることはあまり知られていない。モンシロチョウの雌雄の区別は紫外線が判別できるモンシロチョウの視覚であつて人間の目では捉えられない。ヤドカリが強力な接着力をもつフジツボをボロボロ落とせるのはある一定の周波数の発信作用である。

植物の葉が緑色なのも、光合成に不需要な青（散乱して視認困難）と緑の光を反射及び透過しているためである。光合成に必要な光は赤から近赤外線なのである。赤色よりから近赤外にかけて波長の短い順に並べれば、常緑広葉樹、落葉広葉樹、そして針葉樹が最も長い波長をもつ近赤外を利用している。直射日光が強いところは常緑広葉樹、厚い空気層を通過して届く高緯度地帯に針葉樹が成立するのも樹木と光の交信結果なのである。

そして、光の照射角度と樹林のどの部分に当たるかによって樹形や林の形が決まってくる。低緯度の熱帯では頭上から降る光がパラソル型の樹冠を形成し、それらが垂直方向に交互にならぶ多層階の林分構造を作る。高緯度の亜寒帯・寒帯では低い位置から注ぐ光が樹木の周囲を回り樹形は円錐形から円筒形に近い針状の構造となる。林分も単層または数層の一斉林となる。

熱帯も寒帯も樹高は高いが、熱帯では選ばれた少数の優占木のみで、寒帯では全木に近い上層木が高い樹高を持って横に連なっている。我が国が含まれる亜熱帯や暖帯、温帯は、その中間的な林相を有し、巨木と言われるのも単木か小規模面積に自然林と残っているもののみに見られる傾向である。

以下、北半球の各国の森林の様子を写真とともに撮影した場所の緯度を加えて示してみた。

【フランス・北緯50度付近】



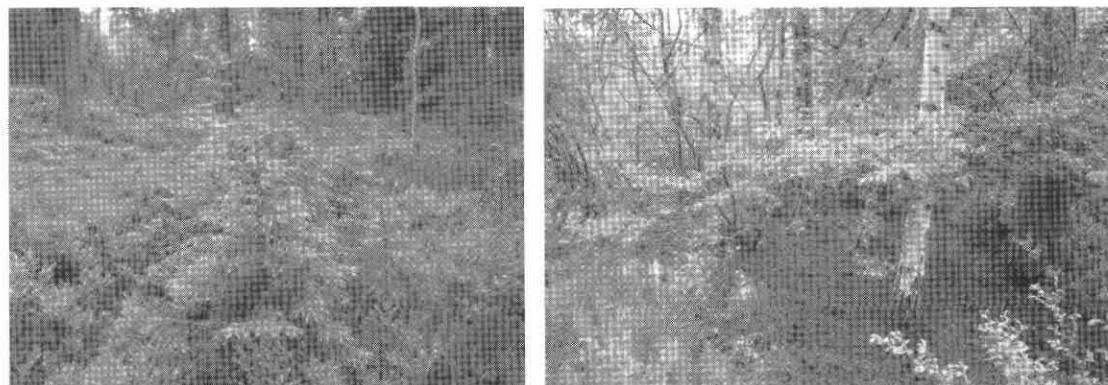
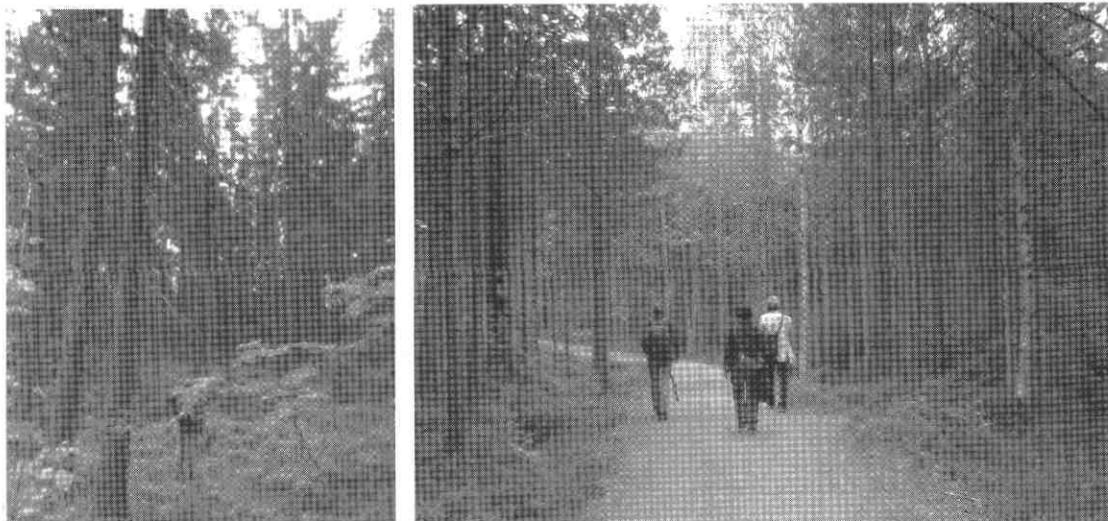
【ドイツ・北緯50度付近】



ブナ林とトウヒ林、天然更新で育つ。更新苗が密生する。樹形は通直で高い。約150年生の長伐期、最近は伐期の短縮化が議論されている。

ここ30年前からブナ等広葉樹を混交し、トウヒ一斉林はやや少なくなる。緯度はフランスと同じ。最近は両国間の林相が似てきた。いずれも通直で樹高は高い。

【フィンランド・北緯60度付近】



トウヒ、ヨーロッパアカマツ、シラカンバの3種で高木層は占める。天然更新林と植林。土壤はポドソル化して薄い。樹形は、緯度を上げ枝下まで葉が付き円筒形に近くなる。

【カナダ・北緯50度付近】



トウヒが主体でヒノキ科のネズコの近似種が混じる。いずれも針葉樹主体で、通直で樹高高く、下部まで枝が付き、樹形は鋭角の円錐形である。

【マレーシア・北緯5度付近】



緯度が低く、樹冠はパラソル型。下枝は少なく、林分は多層の縦構造に分離。植物種が多く、降雨量が6,000mmを越え、収穫は皆伐となり、土壌が流れ、森林再生が困難。

【インドネシア・北緯0度付近】



マレーシアと同様の低緯度、林相も似る。頭の上から光が差し、樹冠発達するが、下枝がない。有用樹種が少ないため、1 haに数本の収穫のため、皆伐が収奪的な森林破壊となる。天然更新は困難で、植林しても有用樹種の成林は困難。(インドネシアの写真提供は：前澤英士氏FSCジャパン)

# 木材の時代に向けて考えるべきこと

島田泰助

(全国木材組合連合会副会長)



「日本の林業・木材産業の復活を考える会」という勉強会を若手の皆さんと立ち上げ、そこで取りまとめたものです。中心になつて執筆されたのは当時木材産業課に在籍していた大賀肇さん、田口護さんと長野県から出向されていた千代登さんでした。

当時、林野庁は、森ばかり見ていて、林業経営・木材産業対策の面は疎かにされているのではないかという声も聞こえていました。私自身九州森林管理局長時代、多くの林業・木材産業の経営者の方々と話をし、森林管理だけでなく、もっと林業経営・木材産業のことを勉強していくことが重要だと強く認識させられていたところでしたので、研究会では、森林管理から木材産業まで林業全般にわたって議論をすることになりました。今日お話しする「消極的長伐期から積極的長伐期へ」というテーマは、伐期を迎えるスギ人工林の取り扱いに関して、現代林業2007年8月号に投稿したものであります。私が林野庁林政部長のときに、

なく、製材工場の経営改善に関して、木材チップ価格の問題などあまり顧みられていないかった課題も取り上げたところです。

その当時、我々は、国産チップは輸入チップと比較して安いし、それは製紙会社による完全な買い手市場が影響していると考えていました。林野庁の木材産業施策は基本的にA材・B材を対象としてきたので、木材チップ価格は製材工場の採算性に大きく影響するけれど、そのことを議論する人は当時はほとんどいなかつたよう思います。研究会の会員から、この現状を何とか改善できないのだろうかという問題提起があり、全国各地のチップ価格を調査した結果、地域毎また輸入チップと国産チップの間で大きく価格が異なることはつきりしました。製紙会社側は、チップの価格差は樹種による材質の違い（比重等の違い）だと説明していましたが、それだけではないのではというのが当時の研究会の中での認識でした。

## 研究会での活動成果

実際、研究会では、長伐期の問題だけで

国産チップの取引価格の適正化を製紙会社へ働きかけるとともに、チップ価格が製紙会社の言いなりで決まる状況を変えるには、チップの競合する需要を創ることが重要だと考え、チップのバイオマス燃料への活用などについても検討しました。バイオマス利用では、火力発電所での混焼についても検討しましたが、火力発電は規模が大きく、温室効果ガスの削減が大きな問題となっているとともに新たな設備改修を行わなくとも5%ぐらいまでは現状のままの施設で混焼でき熱効率も非常に高いというメリットもあり、チップの新しい需要先として大きな可能性があると考え、そこで活用についても議論しました。

こうした研究会の活動は、チップ価格問題に対する関心を高め状況の改善につながったと思いますし、その後のF.I.T.の議論に対しても、いくばくかの貢献ができたのではないかと、自負をしているところであります。

## 伐期問題を取り上げた背景

本日のテーマである伐期の問題に戻りたいと思います。当時は、新生産・新流通事業などの施策を受け、国産材の合板、集成材原料への利用が大きく伸び始めた時期であり、国産材の大量安定供給体制の確立が盛んに議論され始めるとともに、二酸化炭素の森林吸収源対策に関心が高まっていた

時期でした。間伐を着実に実施することと合わせて、成長が鈍った森林や標準伐期齡に達した森林は、積極的に伐採して再造林した方がよく、それが地球温暖化防止にも役立つといった議論が行われていました。研究会では、皆伐自体を否定するものではないが、木材価格が低廉な状況の中で、皆伐を積極的に進めていくことが経営的に正しいのかどうかということが話題となっていました。経営的に非常に苦しい価格で皆伐して本当に再造林できるのだろうか、また、折角大切に育てた人工林資源を価格の低い合板・集成材ラミナなどのB材の供給源として扱う方向がよいのだろうかということもありました。合板や集成材などの大型需要に対し国産材を安定供給する体制づくりが強調され、低価格にかかわらず皆伐が増えてくるという状況が生まれつつある中、間伐を繰り返しながら長伐期へもっていくことの可能性をあえて勉強会のテーマとして取り上げたところでした。

当時は、10齢級以下の森林が60%と言われており、それが10年後には逆転して、10齢級以上の森林が60%になる。その時に、それをどう扱うのかという問題は、今から考えていいかないと間に合わないと考えていたのです。

当時、私は九州森林管理局から林野庁に戻って1年ほどの頃でしたが、局長時代に管内の森林を見て、九州では標準伐期令を

越えた50年生以降の森林でも、成長は収穫予想表の示すような形では落ちていないのではないかと思っていました。九州の人工林は、比較的初期成長が早いので、成長が鈍化するのも速いのではないかという方々も多かったのですが、実際にはそのようなことはないと思っています。

私の林野庁での最初の現場は九州で、現場主任当時、九州管内一と言われていた基職の方に山見を通じて森林の見方を教わったという思いがあります。現地で森林を見ながら「今年手入れが必要かどうか、もう主伐する時期なのか。」などよく話をしました。その時、「穗先が丸まってきていな森林は、樹高も伸びて材積成長は落ちてない。皆伐の時期は、山の状態をよく見て判断した方が良い。」と言われたのを覚えています。九州の森林は、標準伐期令を過ぎても、まだぐんぐん伸びているよう見えました。こうした問題意識を持つていたことも、伐期の問題を研究会のテーマとして取り上げた要因の一つだったのかもしれません。

その時は、漠然とですが、九州のスギがそうなら、ほかの地域のスギはもつとその傾向が強いのではと考えていました。前橋営林局石川営林署長時代には、会津や新潟出身の課長さんたちから、裏系のスギは表のスギと比較して初期成長は遅いが、年を取りにつれて成長がよくなると言われ、実

際に会津のスギ林などを見に連れて行つてもらいました。雪国のスギは若いうちは成長が悪いのですが、標準伐期令を過ぎた森林でも樹高成長が旺盛で、若い齡級のスギよりも、ずっと伸びが良いと思われるところが沢山見受けられるのは、先生方もご承知のこととおりです。

### 標準伐期令以降も止まらない成長

標準伐期令以降の成長に関して、研究会では、森林総研や県の長伐期施業の調査研究資料を調べてみました。森林総研等の研究の中に、長伐期施業に関する報告等も多數あり、それによると100年生で蓄積約千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>に達するといった例がいくつも報告されていました。100年で千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>の蓄積ということは、100年間にわたり毎年10m<sup>3</sup>ずつ成長しているということなのです。當林署長の当時に、労働組合との間で天然林の伐採後、新植するかどうかの目安として、年間生長量3m<sup>3</sup>が目安となっていたよう記憶していますが、管内の山では年間10m<sup>3</sup>成長しているところは沢山はなかったという意識があり、100年で10000m<sup>3</sup>という成長の良さに驚かされました。

こうした議論をしていた当時、山形県の金山町で岸さんの山（大美輪の杉）を視察する機会がありました。240年生で蓄積が2400m<sup>3</sup>と説明を受け、まだ育つていると聞かされた時は本当に驚かされました。

樹冠が見えないくらい樹高があり、近くの伐根の年輪を見て、200年以上たつても本当に育っているのだと思ったのを覚えてます。また、記憶は定かではありませんが、高知県と愛媛県の試験場が魚梁瀬の千本山の成長量調査した資料だったのを覚えてます。また、記憶は定かではありませんが、千本山のスギの年間成長量は、愛媛・高知の平均的な壯齡人工林の生長よりも大きいという調査結果を見たような記憶があります。こうした事例等を見るたび、高齡級のスギ林の成長は本当に落ちるのだろうかとますます疑問に感じて来ていました。

林野庁の国有林経験者、森林所有者の皆さん、森林組合の関係者など森林の育成に携わってきた人たちの多くは標準伐期令以降もスギの成長は落ちないということに特に驚いた様子をしていなかつたように思います。こうしたことから、すべてのスギ林がそうだとは言いませんが、かなりのスギ林は標準伐期令を過ぎても、旺盛な材積成長を続けているのではと確信するようになってきていたのだと思います。

10年前はまだなかつたのですが、最近、レーザー航測による林分材積の測定技術が進んできており、ある航測会社では10%以下

その差は3割にもなるのではという話もあります。これも、収穫予想表のように成長が落ちてきていることの表れではないかと考えています。

旺盛な成長が続くのならば、その下がる時期まで伐期を延ばしてもいいのではないか。植えてから最初の50年間に10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>育ち、50年から先も同じく10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>ずつ育つのなら、皆伐しないで収入間伐を繰り返していく方がよいのではないか。の方が植栽のコスト・手間がかからないし、間伐分の収入も増え、大径になるにつれ歩留まりや集材効率が上がり、経営的には有利になると考えるのが当然なのではないでしょうか。需要が増える中、安定供給のため皆伐することが必要という理屈も理解できるし、皆伐すればその後の植林等で雇用も増え、地方経済に対して望ましい面もあると思うけれど、成長が依然盛んな状態であれば、伐期が来たということで50年生程度で皆伐を進めていくことに関しては慎重に対処する必要があるし、伐採後の再造林費用等を考えれば、路網整備を進め収入間伐を促進することをもう一度見直すべきではないかと考えています。

### 間伐は林分材積にどう影響するか

こうした高齢級での成長に関して、林野局でも懐疑的な反応を示した職員も勿論いましたし、ある学者は、我々の考えに対し

て「スギの成長のピークはだいたい30年生ぐらい。その林の現存量が多くなるほど森林を維持するために光合成の成果を消費する。だから高齢級では成長が落ちるのです。また、伐期を延ばすと風害等の心配も大きくなる不利な面が多い。」という話をされていました。しかし、我々は、それに対し

て特別な根拠があるわけではなかつたけれども、現場感覚というのかもしませんが、なんとなく抵抗を感じていました。間伐した後の林分成長はぐーんと伸びて、材積は回復していくと思っていたので、葉量が成長をコントロールするというなら、間伐後に伸びる材積成長はどうしてなのかということを当時研究会のメンバーと話していました。

**間伐の林分材積への影響**に関しては、静岡県の天城地方の地位中の収穫予想表をベースに、一定の間伐を繰り返して100年まで持つて行った場合、伐期における材積はどうに見込まれるかを、林野庁の職員に試算してもらった時も議論になりました。試算では、45、60、75年に30%の全層間伐、90年で25%の間伐をした結果は、100年の時点での林分の状況は、残存本数327本、立木材積が237.4m<sup>3</sup>となっていました。材積表通りに試算するとそうなるそうです。しかし、100年生のスギの山で適期に間伐を実行した結果、そのような山になつていくという説明は、どうも納得が出来ませ

んでした。間伐後の成長や高齢級での成長については直接伐期の考え方方に影響するものでありますし、もっと議論をした上で施業方針について判断していく必要があると思ひます。

### 試算結果は長伐期が有利

研究会では、こうした問題意識を持った上で、伐期を伸ばしていくことが経営にとってどんな影響を与えるのかを、普通伐期と長伐期の採算性を比較することで議論してみようとした。

従来から長伐期施業で言われるのは、高齢級で生産される木材は希少価値があつて高価で売れるから有利だということです。四国の中坂宇治吉さんは、高齢級大径材は市場価値が上がっていいくことを根拠に、採算の取れる長伐期ということを言われていました。実際、今から20年前になりますが、国有林の販売推進室で国有林材の販売を担当してたときには、国有林の杉材の値段は80年生ぐらいまではほとんど変わらないのですが、100年生近くになると急に値段が跳ね上がっています。しかし、その当時から木材利用は、ずいぶん変化してきた、今では役物が昔のようには売れなくなっています。そうなると、長伐期施業について考えるときにも、林齢に応じた木材価格の上昇は期待しないで、試算する方が合理的となつていると思います。

(表-1) 北関東・阿武隈地方スギ収穫表 (地位2)

林齢 (年)	主伐木 (1ha)						間伐方法	木 (1ha)				
	直径 (cm)	樹高 (m)	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	R Y	形状比		本数 (%)	材積 (m <sup>3</sup> )	材積率 (%)		
20	13.1	10.6	2019	152	0.64	81	全層	13.1	865	30.0	69	29.8
30	18.6	15.0	1312	272	0.67	81	下層	14.4	707	35.0	85	22.5
40	23.1	18.6	853	330	0.64	81	下層	18.2	459	35.0	108	23.7
50	25.5	21.3	853	460	0.70	84						
55	28.1	22.8	597	413	0.62	81	下層	22.7	256	30.0	112	20.8
70	33.2	26.0	448	467	0.59	78	下層	27.2	149	25.0	105	17.7
85	38.4	28.4	336	498	0.54	74	下層	32.6	112	25.0	119	18.8
100	42.6	30.1	336	626	0.57	71						

試算では、高齢級での成長のかい離は考慮せず、従来からの北関東阿武隈地方のスギの収穫表（地位2）を用い、木材価格についても試算しました。また、短伐期については、50年目の伐採による更新経費についても見込まずで試算しました。

収穫量については、収穫表作成システムLYCSを使い算出。施業については通常伐期、長伐期とも20、30、40の各年に間伐、長伐期についてはその後55、70、85年に間伐を実施と想定しました。生産される材は、直径分布と樹高分布から標準的な採材パターンを想定し、14cm～18cmは柱適材として3mに採材とし、18cm以上の材は4m採材をするということで、それぞれの材積ボリュームを推定しました。14cm以下は低質材として柱適材はその当時の単価12,000円、スギの4m材は13,000円～14,000円とし、30cm以上の大径材は16,000円で設定しました。この部分は今で言えば、もっと低く見るべきだという指摘もあると思います。

試算では、単木材積の増加による歩留まりの向上、素材生産コストの軽減という部分の影響が強く出ることがわかり、結果的には、短伐期での228万円という2度の主伐による収入に対しても、長伐期は間伐収入も含めて514万円となり、長伐期の収

入は短伐期の2・3倍となりました。更新の経費を入れるとその差は更に大きくなるという結果です。同様の試算を熊本で行った場合は、通常の伐期で伐採した場合、9

60万円ぐらいの収入で、生産コストなどの経費を差し引くと350万円ほどの手取りになりました。長伐期ですと、1、260万円ぐらいの収入になって、諸経費を差し引くと560万円ほどの手取りでした。

国民森林会議が昨年宮崎県で行つたシンポジウムで、藤掛さんが示された試算では、単純に材積に立木単価をかけた場合長伐期の方がほんの少し収入が多いとされていました。しかし、我々の試算のように、それに搬出経費や歩留まりの向上等の因子を加えれば、その差はさらに広がります。また、我々の試算では、従来からの材積表で従来からの考え方で間伐や主伐による材積を予測ましたが、先ほど述べたような成長の状況や間伐後の変化を考えれば、更に長伐期が有利になると考えられます。

この結果には、色々な見方があると思いますが、ゼロからスタートして森林を育てるのではなくて、すでに50年生の森林があることを前提に議論することを考えるのであれば、製品の市場は相変わらず低迷しますが、ゼロからスタートして森林を育てるのはなくて、すでに50年生の森林がある可能性もあるのではないかと考えています。

ある業界人は、カラマツの人工林材は、若いうちは、ねじれて使い道がないと言わっていたが、60年を超えるものが出てきた現在その材質が安定してきたと言っています。だんだん天然カラマツと同じような形質が期待できるようになるのではとも言っています。九州のスギでも100年生以上になるとヤングが100になるものも出てくるという方もあります。米マツのヤングは110と言われており、その輸入丸太価格は石7000円～8000円です。立方体では25,000円～35,000円で取

## 高齢級材にメリットはないのか

更に、試算では、林齢の変化が価格に与える影響は考慮しないという前提でしたが、私自身は林齢の変化を本当に材の価値に影響させることはできないのかということには疑問を持っています。スギの人工林材でも林齢が高まってくれば、若い時よりヤングが高くなるという業界の人も多いのは事実です。ヤングが低いと言って敬遠されたスギ材も、高齢級でヤングが上がるなら、2×4部材や梁などに使えるのではないかと思っています。資源の充実を背景として、供給力を増していくことが出来れば、課題であるA材のマーケットの開拓につながる可能性もあるのではないかと考えています。

との結論になるのではと考えています。

引されています。スギも性能と供給力次第でそれぐらいの値段を実現する可能性はあるということだと思います。

国産材については、安定供給、安定品質、安定価格に問題があると常に言われてきましたが、これから資源が増えてくる中、例えば、スギについてその強い部分からの資材だけを量的にまとめて、質・量を確保し、安定的に供給する仕組みを作つていけば、国産材活用への機運が高まつてくる中、ベイマツに近い相場を形成できる可能性もあるのではないかと思います。

### 試算に対する三つの指摘

先に述べました試算に対して、大きく3点の指摘がありました。

1点は、大径材の用途と価格です。これは大径材には活用法がなく二束三文で引き取り手がなく、将来的には、更に活用方法がなくなっていく。現在でも値段が並材より安い中で、将来は更に安くなしていく懸念もあるのではないかという批判でした。製材工場も間伐材に対応しているので、大径材は将来的にも需要は回復しないのではということです。

2点目の指摘は、長伐期の場合は、収入が先送りされるので、利回りを考えると少々収入が増えても本当に有利なのだろうかといふものでした。50年後に何百万円の収入があるより少ないかも知れないが現在収入

を得た方が良いのではないかということです。

### 3点目は、長伐期にした場合、自然災害

などマイナスのポイントがあるのではないかという話がありました。災害については予測は難しいですが、これは藤森先生も仰っていましたと思いますが、間伐を繰り返し、風に強い森林にしていくようなことで対応していくということだと思います。

それぞれの指摘のポイントは否定するつもりはありませんし、最終の判断はそれぞれの所有者の皆さんに経営の状況に応じてていく必要があります。しかし、私たちは、今のスギの標準伐期齢である45年とか50年は、成長の現状からみれば短かすぎると思いますし、スギは100年位は成長し続ける場合が多いのであれば、100年まで伐期を伸ばすことも選択肢に入れるべきとも思っています。勿論、全部のスギ林が金山町の岸さんのところのように育つとは思っていませんし、闇雲に伐期を延ばすべきと言つつもりもありません。地味が悪くて、50年前でも成長が止まり、頭が丸まってしまうような山は、早い時点で皆伐して更新すればよいと思います。その場合でも、スギの適地ではないのでしょうか、更新する場合は、早生樹種を植えるとか広葉樹の天然更新を図っていくとか工夫したらよいと考えています。画一的に取り扱うのではなく、状況に応じて柔軟に対応していくことが、

## 林業は国家百年の大計

現代林業への投稿から10年、林業を取り巻く状況は大きく変わり始めており、新しい課題が生まれてきています。地球環境問題や地方創生という課題から国民の皆さんに森林・林業への関心はかつてないほど高まっており、戦後造成された森林資源の活用に対する期待がますます大きくなっています。戦後燃えない街づくりという観点から、都市建築物の非木造化を進めてきた我が国においても、70年の年月を経て、もう一度木材の活用を考えようという機運が高まつてきています。しかし、一方で、国民と森林にも書いてありますように、長年にわたり林業が低迷してきた結果、山村の過疎化や後継者の不足、森林の境界そのものがわからなくなるなど、基本的ともいえる多くの問題はその深刻さを増しています。

ある木材会社の社報に、県森連との話のエピソードが載せられていました。その中で県森連の話として「当県で自分たちがコントロールできる森林は2割ぐらいしかない。我々に木材を安定的に供給されたいという声が強まつたら、これらの森林を対象に皆伐するしか方法はない」と書かれていました。その後、いくつかの森林組合連合会の方と話を機会に、そのことについ

何より重要なことだと思います。

て質問してみました。ある県森連の方は4割、別の県森連の方は5割ぐらいかなということでした。

これから、木材需要が高まれば高まるほど、これらの限られた森林にかかるプレッシャーが大きくなっていく恐れがあります。森林所有者の関心を取り戻し、計画的な森林施業が確保される森林のエリアを広げていくことは、どう森林を取り扱っていくかという問題と並んで今後に向けての最も大きな課題の一つだと考えています。

こうした大事な問題に対しても、早く取り組みを始めなければならぬということは皆が認識していたところでしたが、あまりに問題が大きすぎて、誰も手を付けられず置いておくしかなかつたのではないかと考えています。境界などの問題は、経費がかかるだけで儲けにならない地味な案件ですし、森林組合だけではどうにもならず、市町村等も巻き込んで国全体による大きな仕組みを準備し対応しなければ解決できない、最も基本的かつ困難な課題だということだと思います。

しかし、今、国民の皆さんのが森林問題に関する認識が変わるものを感じます。今国会で提出されています森林法の改正案では、市町村に林地台帳の作成をすることを規定しようとしていますし、森林環境税に関する平成28年度税制改正大綱の書きぶりにも、意識

の変化が見て取れると考えていました。また、木材利用については、戦後70年間木材を使わない方向に向かってきた社会の流れを木材を積極的に活用する方向に変え日本の森林・林業の再生を図ろうという運動が大きな動きになろうとしています。この実現に向けて、林業界のみならず産業界も一体となつて運動を開拓しようという動きさえ生まれてきています。「木材利用の拡大なくして、森林・林業の活性化は成し得ない」との我々の主張に理解を示してくれる人たちが増えつつあります。

森林の適正な管理は、国家百年の大計です。国民の皆さんには、林業の活性化・成長産業化を応援してくれています。今の状況は、林業界にとって、あきらめかけていた課題ですら国民の皆さんその後押しを受け変えていくことが出来るような大変大きなチャンスが訪れていると思いますが、一方では、その実現に向けて大きな覚悟が求められている状況だと考えています。国産材への需要の増加は間違いない状況の中、藤森先生がご心配になるような状況を招くことがないよう林業界は長期的な視点を持つて臨まなければならないと思います。

このよう大きな変換点を林業界が迎えるにあたって、日本林業の将来を間違えないように国民森林会議の先生方には、大きな視野で日本の森林・林業・木材産業界の向かうべき姿を示して、リードしていく

## 【参考】

### 平成28年度税制改正大綱（抄）

（2）森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称）等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

いただけることを期待しています。

# 平成27年度提言「近年の間伐のあり方」 II 今井敏林野庁長官に提言 II



左から只木会長、今井長官、藤森提言委員長、山田事務局長

及び提言の概要を説明した。そのかなで、「近年荒い間伐」という言葉を聞くようになつた。それは間伐本来の目的である林分の将来価値の向上が疎かになっているのではないか。

本来の間伐は、利用価値の高い木材を生産するためには、林間の太陽エネルギーを適切に配分する技術ではないかと言われている。過去に行なってきた単木扱いの定性間伐はそれに対応するものだと思う。また、現在の林政は効率化あるいは集約化に焦点が当たられているが、多くの小規模な自営林家は、定性的な間伐を実行していることが多いが、今の制度では間伐の扱い手として位置づけられていない傾向がみられる。小規模の自営林家を間伐の扱い手としてしっかりと位置づける必要がある」と述べた。

藤森隆郎提言委員長からは、「近年の間伐は、材積と面積だけが語られ、持続可能な森林管理の理念が欠けていた。間伐は、生産と環境を合わせたよりよい森づくりとともに経営の本質でもある。持続性があり、それぞれの時点での経営的な効果もある

ものに結びつく林業政策、それを遂行していくための技術者の育成が必要」なことを強調した。

## 今井敏林野庁 長官の話（要旨）

林業は産業政策と公益的機能の発揮政策の調整をどう図るかが、農業と比べても格段に難しく奥深い。提言の内容もまさにそういうことだと思う。

森林資源が本格的な利用期に入ってきたことから、林野庁では林業の成長産業化を進めており、林業をもう一度産業として成り立つものにしようと取り組んでいる。言葉の感じから効率性重視の印象を受けるので、効率性のみを重視した林業政策にしてはいけないという声も聞いている。

今日の「荒い間伐」の問題も、産業としての効率性を重視するあまり、荒い間伐になつてはいるのではないかということ、あるいは日本の林業技術が劣化しているという

本会は6月1日、平成27年度の提言「近年の間伐のあり方について」を、今井敏林野庁長官に提出し、懇談した。  
只木良也会長から、提言にいたつた理由

面もあるかも知れない。そもそも荒い間伐の実態はどうなのかということもある。林野庁としても、率直に点検、検証して、政策の面で改めることができれば、素直に改めたらよいと思っている。

戦後荒廃した森林に植林し、手入れをし

野庁としても、率直に点検、検証して、政策の面で改めることができれば、素直に改めたらよいと思っている。

## 平成27年度国民森林会議提言

### 近年の間伐のあり方について（要旨）

戦後の拡大造林により増大した人工林は成長を続け、そのストックは高まっている。しかし過密で脆弱な構造の森林が多く、そのような状態は林業経営の基盤としても環境保全的にも問題が大きい。そのためには様々な形の間伐補助金が投じられるなどして、間伐の推進が図られているが、そのなかで近年「荒い間伐」が目立ってきている。荒い間伐は、その林分の将来価値を失わせるので、目標林型が想定できず、次回は間伐ではなく皆伐による主伐をせざるを得なくなるケースも多い。だがその主伐による収入は低額で、再造林経費の捻出が困難になるという悪循環を招く。

生産技術としての本来の間伐は、太陽エネルギーをいかに利用価値の高い木の樹冠に適切に配分していくかの技術であり、それにもっとも適したもののは単木的（定性）間伐である。選木を重視した定性間伐こそが林業経営における本来の間伐である。定

て、やっと本格的な利用期を迎えた。これからどう利用したらよいのか、短伐期にするのか長伐期にするのか、この道を行けば確実によいということはないわけなので、既成概念に囚われずにやっていかなければいけないと思っている。

性間伐は、その林分の将来価値を高め、かつその時々の間伐収入を得ることができるものである。林分の将来価値とは、形質のよい木がよりよく生長し、気象災害に対しても強く、下層植生が豊かで土壤の保全が図られていくものである。

それに対して「荒い間伐」とは、①将来価値を考えれば残す木であるにもかかわらず、その木を伐ってしまうもの、②将来性のある木の生育を阻害する伐るべき木を伐らないもの、③間伐により無駄な空間を多く作りすぎるものの、④樹冠長率の低い（形状比の高い）木が多く残り、風害、冠雪害に対する危険性が増すものの、⑤残存木に傷をつけるもの、⑥土壤の攪乱、流失を顕著にするもの、と整理できる。

荒い間伐の一つとして「列条間伐」がある。その理由は、上述した「荒い間伐」の欠点である①、②、③、⑥が当てはまるからである。作業技術者の質を問わないまま

の大型伐出機械の駆使は、残存木への傷を増やす大きな原因となっている。人材育成が重要である。

地球温暖化対策の間伐補助金は、間伐面積を増やし、森林・林業再生プランに基づく搬出間伐推奨策は、搬出間伐量を増やしてきた。そのように間伐面積や搬出量のみが問われ、間伐の内容とその結果の評価がなされておらず、全国各地での荒い間伐が見逃されている。

間伐の政策においては、森林計画制度における、全国森林計画から森林經營計画までのシステムがうまく機能していない。最も基盤の部分である森林經營計画が実質的には中央で決められた補助金と強く結び付いているために、現地で地域に合った計画・実践・評価ができないことが問題である。間伐政策の権限とそれを裏付ける予算を市町村段階まで降ろす必要があるのではないか。

現在の政策は、集約化に焦点が当たられているが、その恩恵から外れた小規模自営林家も多く、それらの人たちの多くは本来の間伐を実践していることを見逃してはならない。

間伐の担い手として、小規模自営林家もしっかりと位置づける必要がある。バイオマス推進策が荒い間伐と結びつかないことへの注意も必要である。そして間伐が放棄された様々な森林に対して強力なセーフティネットを張ることも国の責任であろう。

# 近年の間伐のあり方について（全文）

## はじめに

最近、全国各地から間伐について危惧の声が聞こえてくる。いわく、「間伐率が高いすぎるのではないか」、「収入になる木から伐っているのではないか」、「伐り過ぎて気象被害が心配になる」、「多くの残存木の幹に傷がつき、商品価値のある木を減らしていく」、「伐り過ぎたため次回は間伐ではなく、皆伐するしかないのではないか」などといったことである。

昨年度の提言では、「森林資源の『若返り』について」というテーマで、50年生前後の若齢級皆伐を容認する政策のあり方にについて強い危惧の念を表明したところである。今年度はその延長として現在の間伐のあり方について、その実態と問題点を明らかにし、改善方策について提言することとしたい。

そこで、まず第1部で本来のあるべき間伐について包括的に述べ、第2部で近年の間伐の実情と間伐政策の推移を整理し、第3部でその問題点を洗い出し、これらを踏まえて第4部で今後の間伐政策に対する提

言をおこなった。

## 第1部 本来の間伐とは

本来の間伐のあり方について、いくつかの面から述べていこう。

1 木材（立木）生産技術は、突き詰めれば、太陽エネルギーをいかに利用価値の高い木の樹冠に適切に配分していくかの技術である。したがって木材生産技術は樹冠管理技術だということができる。樹冠管理技術には枝打ちもあるが、絶対不可欠なもののは林木の密度管理であり間伐技術である。間伐の中でも生産物の質量を最もよくコントロールできるのは単木的間伐（定性間伐）である。選木を重視した単木的間伐こそが林業経営における間伐の本質である。単木的間伐は生産と環境の調和を図る持続可能な森林管理（持続可能な林業経営）にとつて最も中心的な施業技術だということができる。

3 残された木の価値成長を高めるということは、将来価値が高まるであろうと判断される木を、残す木として選木し、それらの木が望ましい状態で生育していく条件を整えることであり、またそのために、そのような木の成長を阻害する木を、伐る木として選木していくことである。

4 初期の間伐においては、出材しても収入が伐出経費に見合わない場合がある。そのような場合は伐倒木をそのまま林地に置いておけばよい。これは伐り捨て間伐と呼ばれるものであるが、保育間伐として割り切ればよい。伐倒木は雨水の流下速度を抑制し土壤保全に貢献するとともに、土壤養分の供給源としても役立っていく。伐り捨て間伐も持続可能な森林管理のパートとして意味を持つものである。

5 林冠が閉鎖する10年生ぐらいから50～60年生ぐらいの間は特に林冠閉鎖が進行し、林内の光環境は悪く、下層植生が極めて乏しくなる。この状態は表層土壤の流失が起

的で間引きを行う作業である。木材生産を求める林業において本来の間伐とは、残された木の価値成長を高め、途中収入を得、気象災害に対する耐性を高め、林内への光配分を高めて下層植生を豊かにするなどの目的を持つものである。

きやすく、土壤生物が貧弱になり、土壤構造が発達しにくく、木材生産工場としての森林生態系の機能が低下する。したがってこの時期の継続的な間伐は、森林の木材生産設備としての機能の向上のためにも重要なである。土壤構造の発達のためには列状間伐や群状間伐よりも単木的間伐（定性間伐）の方が優れている。

6 間伐を主伐との関係で見ると2つの意味がある。第1の意味は、林分の将来価値を高めるために、残すべき木の成長を阻害する木を伐るということであり、形質の悪い木ばかりを選んで伐るというものではないということである。第2の意味は、主伐までの途中で収穫し、収入を得ることであり（収入の平準化）、林業経営上非常に重要な意味を持つものである。

この2つの意味をしっかりと理解し、両立（あるいは高いレベルで統一）させることが間伐において最も重要なことである。近年、やもすれば第2の意味の間伐が強まり過ぎ、第1の意味との矛盾が強まっていることが危惧される。

7 間伐は、その林分の将来価値を高めていく作業であるから、間伐木の伐出に際して、残存木の幹に傷をつけるということは絶対に避けなければならない。したがって本来の間伐には、選木技術と伐倒技能の両

方を兼ね備えた技能・技術者が必要である。

9 間伐が遅れると森林は樹冠長率の低い、形状比の高い林木の集団になり、冠雪害、風害を受けやすい脆弱な林分構造になる。それを防ぐために間伐は不可欠である。気象災害を受けるということは、商品である個々の林木が損なわれるとともに、森林という生産工場の設備も破壊されることで、林業経営上絶対に避けなければならないことである。

## 第2部 間伐はどうなっているのか

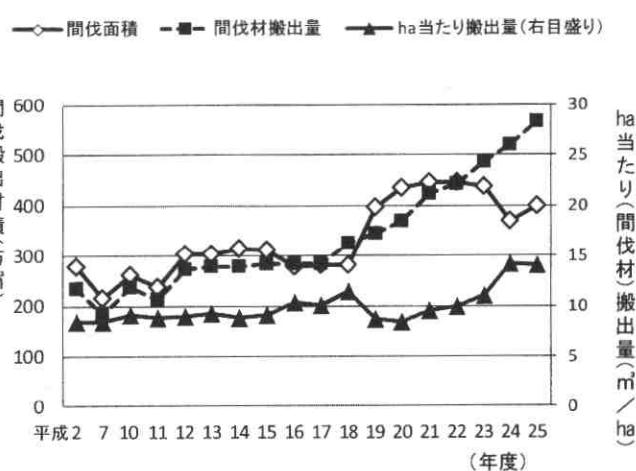
### 1 統計でみる間伐の推移

間伐について「はじめに」で述べたような「強度間伐」や「荒い間伐」の事例は全国各地から報告されてくる。しかしながら、全国的かつ時系列的にみて実際にどの程度までこのようなことが起きているのか。直接このことを示すデータは公表されていない。そこで、公表されているマクロなデータから上記の傾向を抽出することにする。なお「強度間伐」が「荒い間伐」に強く結びついていることは第3部において説明する。

使用するデータは、平成26年度の「森林・林業白書」の「参考付表9 間伐実績及び間伐材の利用状況」、「参考」および一部は「森林・林業統計要覧」に掲載されているものである。

まず民有林について、図1に「間伐面積」、

図1 間伐面積、間伐材利用量、及びha当たり搬出量の推移(民有林)



「間伐材利用量」（＝「間伐材搬出量」）、およびこれらから計算できる「ha当たり搬出量」の推移を示した。

これらの図によれば、過去四半世紀にわたる民有林の間伐の動向において、いくつかの画期があったことが分かる。そのうち特にわれわれが重視するのは、平成24年度からの動向である。

① 平成2年度頃から11年度頃まで

間伐面積は20万ha台であり、間伐材搬出

量は、200万m<sup>3</sup>だった。ha当たりの搬出量は、平成2年度は8・4haであり、平成11年度頃は9m<sup>3</sup>前後の水準である。

#### ② 平成12年度頃から18年度頃まで

平成12年度に間伐面積は30万ha台に増し、それに伴って間伐材搬出量も270万m<sup>3</sup>となる。その後、面積は横這いとなるが、間伐材搬出量は漸増し、18年度には300万m<sup>3</sup>の大台に乗ることになる。その結果、ha当たりの搬出量は9m<sup>3</sup>から11・5m<sup>3</sup>へと増加した。

#### ③ 平成19年度頃から23年度頃まで

この頃から、間伐面積は急増し、30万haから40・45万haに達している。それに伴って、間伐材搬出量も増加を続け、当初の300万m<sup>3</sup>から400万m<sup>3</sup>を超え、500万m<sup>3</sup>に迫る勢いとなつた。ただし、ha当たりの搬出量は、19年度には8・7m<sup>3</sup>まで低下している。切り捨て間伐が増加したことが分かる。

#### ④ 平成24年度から25年度

間伐面積は15%ほど減少するが、間伐材搬出量は、500万m<sup>3</sup>を超えて、565万m<sup>3</sup>に達した。その結果、ha当たりの搬出量は、一挙に14m<sup>3</sup>を上回る水準に達している。

以上で検討したように、平成19年度から間伐の面積的拡大が顕著になり、さらに平成24年度からは搬出間伐の強度がきわめて強まったことが分かる。今回、われわれが問題にする「強度間伐」あるいは「荒い間伐」の発生をある程度推測させるデータが図1とができる。

ただし、ha当たり搬出量は8m<sup>3</sup>/haから14m<sup>3</sup>/haの間を上下しており、搬出間伐の絶対量自身は低い水準にある。その要因としては、①間伐面積には切り捨て間伐が含まれていること、②間伐が小班の一部で行われてもその小班全体が間伐面積に算入されること、③被害木の伐倒駆除など間伐とはいえないものや、一部不実行のものも含まれている可能性があること、など、間伐面積が過大に把握される傾向があることも反映しているのではないかと考えられる。

それゆえ、搬出間伐の絶対量だけでみるとではなく、時系列的な趨勢変動に着目した次第である。

## 2 間伐政策の推移

長期にわたる木材価格の低迷などのため、現在ほとんどの森林經營は独立した經營としては成り立っていない。森林施業計画（森林經營計画）制度を受け皿として、多額の補助金がつぎ込まれることによって森林經營はかろうじて維持されてきたといつてよい。間伐についても、補助金のつくところだけが施業されることによる実態にある。そこで、近年の間伐政策について簡単に整理しておこう。

① 平成12年度から「緊急間伐5カ年対策」が実施された。5年間で約150万haの計画であった。1年間にすると、約30万haで

ある。図1に示された間伐実績はこの政策内容とよく一致している。

#### ② 平成17年度から「間伐等推進3カ年対策」が実施された。これも年間おおむね30万haの予定だったが、実績はやや下回った。

③ 平成19年度からは新たに「美しい森林づくり推進国民運動」が推進された。これは京都議定書第1約束期間が終わる平成24年度までに森林吸収量1、300万炭素トン（国際公約）を実現するためには、19年度から24年度の6年間に330万ha（年間55万ha）の間伐を実施するというものであつた。けれどもこの計画が実現するためには、地方公共団体の負担を軽減する必要があり、そのため20年5月に「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が制定された。

こうした仕組みの上に、予算的には当初予算だけでなく多額の補正予算が組まれることになった。これらのことと、平成19年度からの間伐面積の大幅拡大の要因であつた。なお、地球温暖化対策のための間伐は、切り捨て間伐でよいのでha当たりの搬出間伐量は減少した。

④ 平成24年度は、間伐面積は減少して、ha当たり搬出量が大幅に増加したことが特徴だが、これについては23年度に創設された「森林管理・環境保全直接支払制度」が決定的な影響をあたえた。

⑤ 「森林管理・環境保全直接支払制度」に

この制度は、平成21年に提起された「森林・林業再生プラン」を具体化するプロセスで、新たに「森林経営計画」制度とセットで制度設計されたものである。

これまでの間伐助成制度を抜本改革し、

「効率的かつ効果的に森林整備が図られるよう、意欲と能力を有し、かつ面的まとまりをもって持続的な森林経営を実施する者に対し支援」するとした。ポイントとして、

①集約化し計画的な施業を行う者を支援、

②間伐等の支援はゼロベースで見直し、間伐に関しては搬出間伐の支援に限定、③補助事業の大幅な簡素化、透明性の高い契約方式の徹底、④国が作業種ごとの標準工程を定め単価を透明化、⑤集約化に必要な境界明確化等の活動を支援する事業と連携、

の諸点を挙げている。

具体的には、①支援対象を「森林経営計画作成者」に限定したこと、②間伐は、1ha計画当たり最低5ha以上とし、さらに1ha当たり平均10m<sup>3</sup>以上の搬出間伐を要件としたこと、③路網整備と一体化したこと、④予算額が300億円前後と巨額なこと、などを特徴として挙げることができる。

「強度間伐」や「荒い間伐」との関連では、とりわけ②の項目が注目される。すなわち間伐面積の下限を定め、さらに切り捨て間伐を補助対象から外して搬出間伐に限ることにし、さらに搬出量の下限を決めたのである。これは、これまでの地球温暖化

防止森林吸収源対策の延長というより、「森林・林業再生プラン」が謳った「10年後に木材自給率50%を達成する」という政策目標を達成しようという側面が強く出たものと考えられる。

さらに重要なことは、搬出間伐の下限が定められただけでなく、搬出量に従って補助金の額が増えることとしたことである。表1は、ある県の平成27年度の間伐事業標準単価表である。

このような間伐補助金の体系が新設されると、事業者は単位面積当たりの伐採搬出量を増やすとするのは当然のことである。平成22年度に比較して、24年度は間伐面積が2割近く減少し、搬出量は逆に2割近く増加した理由も理解できる。この新制度が全国的な「荒い間伐」の最大の要因になっているとみてよいだろう。

#### 4 国有林について

国有林の間伐状況については、平成19年度から25年度までのデータが公表されているので、それを表2にまとめた。

この表から分かる特徴としては、①この時期に間伐面積はそれほど増えていないが、搬出間伐量は3割近く増加していること、②ha当たり搬出間伐量は、19年度で15・3m<sup>3</sup>と民有林の8・7m<sup>3</sup>に比べてたいへん高い水準にあるが、その後もこの数値は上昇することにし、さらに搬出量の下限を決めたのである。

「国有林の間伐もかなり酷い」という声もきこえてくるが、このデータによれば民有林に比べてかなり強度の間伐を実施していることが分かる。

表1 ある県の間伐事業標準単価表

搬出量	定 性 (単位 搬出量: m <sup>3</sup> /ha 补助金: 千円/ha)									
	0-10	10-20	20-30	30-40	40-50	50-60	60-70	70-80	80-90	90-100
車両系	95	161	227	293	359	424	490	556	622	688
架線系	95	179	264	348	432	517	601	685	770	854

搬出量	列 状 (単位 搬出量: m <sup>3</sup> /ha 补助金: 千円/ha)									
	0-10	10-20	20-30	30-40	40-50	50-60	60-70	70-80	80-90	90-100
車両系	69	127	184	241	299	356	414	471	529	586
架線系	69	142	214	287	359	432	504	577	649	722

### 第3部 間伐の問題点は何か

ここまで感覚的な表現として「荒い間伐」という用語を使用してきた。ここで整理を試みよう。

「本来の間伐」とは、それにより将来に向けて経営的にも環境的にも森林の価値が増していくものであり、「荒い間伐」とはそれにより将来の価値が低下するものである。すなわち本来の間伐とは、持続可能な森林管理の目標林型に向けてプラスに働くものであり、荒い間伐とはマイナスに働くものである。

「荒い間伐」とは具体的には、①将来価値を考えれば残すべき木であるにもかかわらず、その木を伐ってしまうもの、②将来性のある木の生育を阻害する伐るべき木を伐らないもの、③間伐により無駄な空間が

大きくできすぎるものの、④樹冠長率の低い（形状比の高い）木が多く残り、風害、冠雪害に対して危険性が増すもの、⑤残存木に傷をつけるもの、⑥土壤の攪乱、流亡を顕著に起こすもの、と整理できる。そして最悪の場合は、①から⑤の要因によって森林の将来価値が落ちて次の施業は皆伐しか選択肢がない状態を招くものである。

「荒い間伐」の一つとして「列状間伐」がある。列状間伐が荒い間伐の範疇に入る理由は、上述した「荒い間伐」の要素である①、②、③、⑥が当てはまるからである。列状間伐を 北海道でみてみると、近年、2伐3残という事例が多い。間伐率は40%である。具体的には、ハーベスターで2列伐採後、ブルドーザーが地曳きにより全幹集材し土場に集積する場合が多く、その結果、林床土壤の攪乱、土壤流出の誘因、立木への損傷が起きている事例が多くみられる。計画的な作業道の開設と一体化した施業は少なく、伐採跡地は丸太を林内から引っ張り出す搬出路となり、豪雨時には雨水が集中して道路に泥水が溢れる場合もある。なお定性間伐は伐倒技術の未熟な作業員が残存木に傷を付けやすいので、それを避けるために列状間伐は有効であるとも言われているが、列状間伐でも残存木に傷がついているとの報告事例は多い。

「本来の間伐」は、20年先、30年先さらには50年先、100年先の林型を見越して

選木して実施するもの（将来世代への責任）であるのに対し、「荒い間伐」は自らの都合だけを優先させて間伐を実施する結果、発生してきているものではないか。能な森林管理」に直結する危険性を孕んだものと考える。本末が転倒しているのではないか。

## 2 「森林管理・環境保全直接支払制度」の制度設計が間違っていたのではないか

これは既にみたように、平成23年度に制度化されたもので、これまでの間伐政策を抜本的に改革するものと位置付けられた。具体的な内容として注目されることを再録すると、①集約化し計画的な施業を行う者（意欲と能力のある者）を支援、②間伐等の支援はゼロベースで見直し搬出間伐の支援に限定、③間伐は、1計画当たり最低5ha以上とし、さらに1 ha当たり平均10m<sup>3</sup>以上の搬出間伐を義務付けたこと、である。

### 問題点1 「森林經營計画」制度とセットになつてること

23年度に新たに制度化された「森林經營計画」は、意欲と能力のある森林組合や素材業者等が森林施業集約化をベースに属地的に計画を取りまとめるところに大きな特徴があった。

ただ、これまでの森林施業計画とは当初は非連続で制度設計されたために、計画策定の進捗状況は地域的に大きなばらつきを持ちつつ、全体としてきわめて遅々たるもの

表2 間伐面積と間伐材利用（搬出間伐）量（国有林）

平成年度	間伐面積 (千ha)	間伐材 利用量 (万m <sup>3</sup> )	ha当たり搬出 間伐量 (m <sup>3</sup> /ha)
19	126	193	15.3
20	114	198	17.4
21	140	214	15.3
22	110	222	20.2
23	115	225	19.6
24	121	238	19.7
25	121	246	20.3

のであった。そのため、基準を引き下げたり、かつての森林施業計画からの移行を促進して、現在ようやく策定率が28%に達しているとのことである。かつて、昭和49年に制度化された「団地共同森林施業計画」時代には、全国の民有林の8割前後を名目的にはカバーしていたといわれているが、平成13年からの施業計画制度ではそれが4割前後のカバー率まで落ち込んだ。今回の森林経営計画では、基準等を下げてようやく3割近くになりつつある。その限られた面積の森林に集中的に間伐補助金が投入される仕組みが、「森林管理・環境保全直接支払制度」だといつてよい。

このように現在の間伐政策は、対象を「森林経営計画」を樹立した一部の民有林だけに限定しているが、それは正しいことなのだろうか。森林所有者がやる気を失った広大な間伐放棄森林をどうするのか。国が関わるべき間伐領域は、そのような森林経営計画も立てられない間伐放棄森林に対してもしつかりと目配りすることではないのだろうか。

なお、「森林経営計画」のカバー率については、林野庁の計画では、平成32年度までに80%にすることを目指しているが、おそらく前施業計画時の40%にこぎつけるのもなかなか困難なのではないか。集約化しやすいところは既に終わっており、今後は集約化が難しいところばかりである。さ

らに急速に進む森林所有者の高齢化等により、所有権の分散化、不明化が猛烈なスピードで進行している。このような状況にあって、「森林施業の集約化」という手法に過度に依存している林野庁の方針に対する疑問や疑惑が現場や研究者の間でも徐々に広がっている。

#### 問題点2 搬出間伐に限定し、しかも出材量に補助金額を比例させたこと

平成19年度からの異次元に近い地球温暖化防止森林吸収源対策の強化は、大きな成果をあげた半面、現場サイドでは、多額の間伐予算を無理やり消化することに追われたことによる弊害も多発した。実行していない間伐を実績に計上したことなども追いつめられた現場の状況の一端を表しているといえよう。予算消化のためにある種のモラルハザードが発生したともいえる。

このような状況で、23年度からの新制度が発足した時に、現場サイドでは、高性能林業機械を駆使してできるだけ大量の搬出間伐を行おうとするとは当然である。そこで、一部にモラルハザード的施業が行われても当然ともいえる。

これは間伐政策において、これまでの間伐については、林冠がうつ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになる）ことをいう。以下同じ。し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林における間伐に当たって

### 3 間伐に関する森林計画制度は機能していないのではないか

周知のとおり、森林計画制度は、国が策定する「全国森林計画」、都道府県が策定する「地域森林計画」、市町村が策定する「市町村森林整備計画」、さらに林業経営主体が策定する「森林経営計画」から成っている。これらの計画間で上位、下位関係はなく、あくまで「指針を提示する」にとどまるとしている。だが実質的には上から下への力が働いているとみてよい。

そこで、平成15年と25年の全国森林計画では「間伐」をどのように規定しているのかをみていく。

#### 平成15年10月

除伐及び間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うこと。

#### 平成25年10月

間伐については、林冠がうつ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになる）ことをいう。以下同じ。し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林における間伐に当たって

は、立木の成長力に留意することとする。

平成15年版に比べて25年版は間伐について一応はきちんとした定義と位置づけを与えていることが理解できる。

全国森林計画を踏まえて都道府県は、間伐開始時期、繰り返し期間、伐採率等を具体的に定めているが、ネットで調査した限り、その形式・根拠・内容はかなりばらついている。目標林型を明示しているケースもあり、熱心な県とおざなりな県との差もみられる。なお、どこを探してもみつからなかつた県もかなりあった。

市町村森林整備計画はネット上でみつかる事例は多くない。現実にはほとんどの市町村は策定能力がきわめて弱体なため、都道府県庁の出先機関が全面的にサポートして作っているケースが多いので、県の方針が反映しているものが多いと推測される。

もともと下位に位置する「森林経営計画」については、その様式・内容等を国が詳細に決めており、さらに市町村が行う認定の基準についても国が決めている。しかも当初は禁止されていた期間途中の「計画改訂」がその後、以前のように認められるようになつたため、「単なる補助金の受け皿」としての「森林経営計画」制度という性格が再び強まつた。「森林経営計画」の認定は市町村の権限であり、「市町村森林整備計画」との擦り合わせはその段階で行われる制度設計になつていて、あまり機能して

いないと思われる。

日本の今後の森林のあり方を指し示し、その中で間伐のあり方も規定している森林計画制度だが、もともと基礎の部分である森林経営計画が間伐補助制度としつかりと結びついているために、間伐に関する全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画が実質的に意味を持ち得ていない状況にある。このことは、重大な問題といえる。4 間伐政策が短期間で変わり過ぎるのではないか

先に見てきたとおり、平成13年度以降、間伐政策は大きな変転を繰り返してきた。また、来年度には、搬出間伐補助金を $50\text{ m}^3/\text{ha}$ を上限とするように変更を検討中のことである。また、補助金の単価を「列状間伐」に一本化する案も浮上しているとも聞き及ぶ。

このように猫の目のように間伐政策が変化することは、その都度現場サイドに大きな混乱と不安を与えることになる。補助金に依存している現場では政策の変化に翻弄されることにより、モラルハザード的な雰囲気がさらに深化することが大いに懸念されるところである。

#### 5 現場技術者・技能者の能力低下と高性

能林業機械化の問題

経験の浅い人たちにとっては、間伐する場合、高性能林業機械を使用して、列状、あるいは群状に伐採することが、もともと残存木を傷つけず、作業効率も上がり、安全もある、と考えられているのではないか。現場の技術者・技能者の能力低下が強度間伐を必然化しているといえるかもしれない。

また、多額の補助金をテコにして急速に導入が進む高性能林業機械化そのものに、强度間伐、荒い間伐を必然化する側面があることは周知のことであろう。多額の借金をして高性能林業機械を導入した林業事業体からすると、いかに機械の稼働率を上げるのか、労働生産性をいかに上げるのか、が勝負どころとなり、結果的に、强度間伐や荒い間伐を容認する限られた場所で事業

「緑の雇用」制度などによって促成的に育成された人々が現場を担い始めている。このような人々がきちんととした定性間伐を行することはなかなか至難の業である。林分を見て過去の施業を推測し、今後どのような林型へ誘導したらよいのかを考える力があるだろうか。間伐をする場合、選木する目をもつているだろうか。かかり木をせずに目標とした場所へ伐倒することができだらうか。搬出する際に、残存木を傷つけずに実施できるだらうか。壊れない道づくりができるだらうか。すべての作業を安全・確実に実行できるだらうか。

また、多額の補助金をテコにして急速に導入が進む高性能林業機械化そのものに、强度間伐、荒い間伐を必然化する側面があることは周知のことであろう。多額の借金をして高性能林業機械を導入した林業事業体からすると、いかに機械の稼働率を上げるのか、労働生産性をいかに上げるのか、が勝負どころとなり、結果的に、强度間伐や荒い間伐を容認する限られた場所で事業

を展開することになりがちである。

高性能林業機械による素材生産割合（主伐と間伐の合計）は、平成22年度47%から25年度58%と大幅に上昇している。この間に高性能林業機械は、4・671台から6、228台へと増加した。その結果、主伐の労働生産性は、5・00<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/人日から5・88<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/人日へと上昇し、間伐も3・45<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/人日から4・17<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/人日となつた。間伐においても一定レベルの技術者・技能者を伴わない高性能林業機械化は確実に進んでいるが、それが「強度間伐」や「荒い間伐」の誘因の一つと考えられる。その上、さらに林野庁は、平成32年までに主伐については11～13<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/人日、間伐については8～10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/人日まで引き上げる政策目標を立てている。これはそれぞれ現状の2倍を超える数字となっている。今後、技術者・技能者の育成や経営者の資質向上などを抜きにして、このような高い数値目標を掲げれば、「強度間伐」や「荒い間伐」はさらに促進されるのではないか。それは次世代以降の人たちに対する責任を持つことだろうか。

## 6 木質バイオマス利用の展開

木質バイオマスの積極的な利活用は、林業振興だけでなく、地球温暖化対策、農山村・山村の活性化等に対して、大きな意味を持つ。特に熱利用にあってはそのように見える。

ところが、2012年にFIT（再生可

能エネルギー固定価格買取制度）が制度化されて以降、木質バイオマスを燃料源とする発電施設が急増することになった。この点については、本会議は既に平成25年度提言で、「木質バイオマス利用の促進は重要であるが、それによって持続的な森林管理が損なわれないようにすること」「バイオマス材の利用促進が粗っぽい森林の扱いに結びつかないように、歯止めをかける必要がある」ことを提起している。

2015年3月末現在の、未利用間伐材等を燃料とする発電施設の認定状況は、50施設で発電容量合計は、36・3万kWである。その内、15年度に既に稼働中のものは13施設で6・9万kWである。今後数年以内に、6倍近くに発電容量が増える可能性がある。

間伐材等に由来する木質バイオマスの利用量は、林野庁によれば、2009年度32万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、10年度55万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、11年度72万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、12年度89万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、25年度121万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、26年度179万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、と急激に増加している。27年度の目標は300万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、さらに32年度は600<sup>3</sup>m<sup>3</sup>とのことである。このように発電用の木質バイオマス利用がきわめて急速に伸びており、このことが、「強度間伐」や「荒い間伐」を引き起こす大きな要因となっているのは間違いない。木質バイオマス発電所の立地がかなり偏っているために、比較的新しい森林地域が大きな影響を受けていると思われ、たいへん危惧されるところである。

なお、間伐材等の「等」には主伐材も含まれている。出材のなかには主伐材もかなり含まれていると聞く。「間伐材等」というたあいまいな用語法は問題である。

## 第4部 間伐政策はどうあるべきか

平成23年度の「森林管理・環境保全直接支払制度」はこれまでの間伐政策をゼロベースで見直すとした上で、これまで述べてきた問題点の多い間伐を推進してきたところである。これに対して、「森林管理・環境保全直接支払制度」に基づく現在の間伐政策を一旦ストップさせ、現時点で改めてゼロベースで見直す必要があることを述べる。

1 「平成32年度までに木材自給率50%を達成する」という政策目標に振り回されないこと

昨年度の提言では、「若返り」としての若齡級の皆伐に対して強い危惧の念を表明し、今年度は「強度間伐」「荒い間伐」について同様の懸念を述べてきた。この双方の問題は、同じ根を持っており、それは「森林・林業再生プラン」に基づく新林政が平成23年度に打ち出した「木材自給率50%」という政策目標にあるといってよい。

このような政策目標が上位に存在する限り、主伐や間伐は当然それに支配されることになる。この目標設定に関しては、当初より「長期的な目標へのプロセスの結果と

して10年後に自給率が50%に達しているとすることはよいが、自給率だけを目標にするとそれが独り歩きしてしまう」との懸念があつた。結果的にこの懸念が的中してしまっているのが現状である。

そこでこの政策目標については早急に再検討し、もしこの目標を掲げ続けるのならば、新たにどのような政策手段を駆使すべきかについて全面的・全体系的に再検討すべきである。

## 2 問伐政策において、対象を「全ての間伐放棄林分」の所有者とすべきこと

間伐の問題は、「荒い間伐」が一部で横行していることだけではない。大面積の間伐必要林分が間伐されずに放置されていることも巨大な問題である。

現行制度では、間伐政策対象者を「意欲と能力のある者」（＝「森林経営計画」作成者）に限定しているため、育成单層林の多くが対象地から外れてしまつて、そのような森林を対象とする「森林・山村多面的機能発揮対策」では、平成26年度から28年度までに「長期にわたり手入れをしなかつたと考えられる森林を整備」することとし、5、500 haを目標としている。だが、年間1、800 ha程度では焼け石に水と思われる。

## 「間伐放棄林分の解消」は本来、日本林

政において最重要ランクに位置付けられるべき課題である。長年にわたる林業不況により森林所有者が意欲を失い、その結果、所有者不明となる森林が増加してきている。そのような場合、「森林施業の集約化」という方法は、有効性を持たない。23年の森林法改正で私権制限がさらに強化されたトとしてどのような政策手段を駆使すべきかについて全面的・全体系的に再検討するべきである。

## 3 問伐に関する森林計画制度の実効性を高めること

既にみたように、森林計画制度の一環である「森林経営計画」は、実質的には間伐補助事業にリンクしており、地域森林のマスター・プランであるべき「市町村森林整備計画」や県の「地域森林計画」とは名目的にリンクしているに過ぎない。その結果、間伐をめぐっては、全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画が形骸化してしまつておらず、実質的意味を持ち得ていな

本来、森林の管理、経営は地域性を強く持つていて、それに対して、これまで林野庁はあまりに全国一律の画一的手法を硬直的に現場に押し付けてこなかつたか。地方分権の強い流れの中で、森林計画制度にあっても、都道府県段階の地域森林計画について独自性を打ち出すところも増加している。しかし、それが現場ではほとんど生きていないのである。間伐も地域の実情に合った多様なあり方が認められるべきであり、そのような権限とそれを裏付ける予算を市町段階までおろすべきではないか。そのようにしてこそ、地域森林計画や市町村森林整備計画が生きるし、総合森林監理士（フォレスター）制度も動くのではないか。

森林計画制度は、森林法体系にあって、保安林制度と並ぶ巨大な制度である。このような重要な制度が間伐をめぐっては実質的に機能していないということは大問題といえる。

## 4 間伐の担い手として、「小規模自営林業」にもしっかりと位置づけを与えること

現在の制度では、「林業経営の主体」は「森林経営計画を策定し、林業労働を組織化している森林所有者、森林組合、民間事業体」に限定されており、そこに施策が集中される仕組みになつていて、このことが高性能林業機械化のベースとなつていて。

このような体制だけでは間伐を含め多く

の問題が発生しているとして、「小規模自営林業」に着目した動きが全国で展開し始めている。当会議としては、担い手として「農家林家」「農家林業」を重視してきた立場から、この「自伐林業運動」ともいべき動きに注目し、3年以上にわたってシンポジウム、講演会などを開催し、平成24年度、25年度の提言でも取り上げてきたところである。

「小規模自営林業」は、他産業との複合経営を基盤としつつ、狭くて壊れにくい作業道をベースに小型林業機械を組み合わせて間伐などを実施する。その場合、ほとんどが定性間伐であり、間伐強度も高すぎるのではないか。さらに林業に対する新規参入者にとって技術体系が小型であるため、技術的にも経営的にも参入ハードルが低いことも特徴である。

このような「小規模自営林業」に対する政策的位置づけがあまりに低かったのではないか。次期の「森林・林業基本計画」において、新たにしっかりと政策対象と位置付けるべきである。

5 木質バイオマス発電所への燃料供給について  
この点について危惧されるところは既に述べた通りである。一昨年の提言を以下に改めて再録しておく。

① 地域の森林資源の状況や林業の実態から適切なバイオマス利用量を検討すべきである。

② 大規模需要者と地域自治体との伐採に関するガイドラインを作成すべきである。

③ 木質バイオマスを発電のみに限定せず、農山村地域での熱利用の可能性も追求すべきである。

## おわりに

以上、昨年度は若齢級皆伐に対して、今年度は強度間伐、荒い間伐について強い危惧の念を表明した次第である。我々がさらには「間伐」を招き、さらにはそれらを「やむを得ない」と容認する林業関係者の「あきらめ」の気持である。現場を歩くと、日本には「持続可能な森林経営はもはや存在しない」という状況に行き当たる。そのような状況につっこむかのような、「皆伐」論であり、「間伐」論が横行しているように思われる。

森林や林産物に対する欲求・需要は社会の発達段階によって異なる。そのような変化に対しても、「持続可能な森林管理」の観点からすると、新たな欲求・需要に対しても「対応できること、できないこと」「対応すべきこと、すべきでないこと」がある。現在の低価格国産材需要増加に対する誤った対応が、「若齢級皆伐」であり、「荒い間伐」

といえるのではないか。

確かに日本の人工林はこの40年間、きわめて厳しい状況に晒されてきたのは間違いない。しかし、だからといってこれまでの先人の大いなる蓄積を否定し、無に帰するような施業が是認されるべきではない。

むしろ、長伐期多間伐施業を前提として、それがどうすれば成り立つのか、その成立条件を需要側も含めて徹底的に調査研究し、その突破口を見つけて状況を切り拓くことこそが未来世代だけでなく、苦労を重ねてここまで森林を育成してくれた先人への責任であろう。当会議としてもそのような方

向へ向けて今後も努力を傾注する覚悟である。条件を需要側も含めて徹底的に調査研究し、その突破口を見つけて状況を切り拓くことこそが未来世代だけでなく、苦労を重ねてここまで森林を育成してくれた先人への責任であろう。当会議としてもそのような方

### 国民森林会議提言委員会

#### 提言者

相田 幸一

熊崎 英二

泉 一也

佐藤 宣子

杉山 要

只木 良也（会長）

藤森 隆郎（提言委員長）

山田 純（事務局長）

吉藤 博一 敬

# 切り抜き森林・林政ジヤーナル

〔新聞・この3カ月 各紙のリード部分あるいは概要を転載〕

く本州以南で推定三〇五万頭とする調査結果をまとめた。一九八九年の調査開始以降増加が続いており、八九年の約三〇万頭からほぼ四半世紀で一〇倍になった計算になる。

## ◇温室効果ガス削減目標

二〇五〇年に八〇%減

【三月四日 朝日新聞】

温室効果ガスの削減に日本全体で取り組むための「地球温暖化対策計画」の政府原案が四日、経済産業省と環境省の専門家による合同部会で示された。国連に提出した「二〇三〇年度に一三年度比二六%減」を達成するための対策のほか、長期的に目指す目標として「五〇年八〇%減」を明記した。

## ◇除染効果里山で検証へ

【三月一〇日 朝日新聞】

東京電力福島第一原発事故で汚染された森林の除染などについて環境省、復興庁、農林水産省の作業チームは九日、福島県内に一〇カ所程度のモデル地区を設けて実証事業を行うことを決めた。人が立ち

入ることの多い森林で除染や間伐の効果を検証する。

モデル地区は、国の直轄除

染の対象となっていた地域や、その周辺の市町村に設ける。

林道やキャンプ場、シイタケのほだ場など人の利用が多い

「里山」を抱える集落を対象に、除染や間伐などを行う。

住宅地や道路の除染を優先

させてきたが、森林の除染は対象範囲の具体化が遅れてい

た。チームは今後、福島県な

どと協議して、対象となるモ

デル地区を二〇一六年度内に選ぶ。三年を目安に事業を進

め、モデル地区以外でも除染が必要かどうかの判断や、避難した住民に帰還を考えるの

者・行方不明者を出した東日本大震災から一日で五年となる。政府は、東京電力福島第一原子力発電所事故以来、ほとんど手つかずだった放射線量の高い帰還困難区域を対象に、二〇一七年度から本格

的な除染を実施する方針を固めた。被災地ではくらし、産業などの課題が山積し、復興を実感できていない。今月末で終わる「集中復興期間」に

続き、政府は今後の五年間を「復興・創生期間」と位置づけ復興を加速化する。

【三月一四日 日経新聞夕刊】

◇ニホンジカ生息数4半世紀で一〇倍

環境省は一四日までに、農作物に深刻な被害を及ぼしているニホンジカの二〇一三年度末の生息数は、北海道を除

く本州以南で推定三〇五万頭とする調査結果をまとめた。一九八九年の調査開始以降増加が続いており、八九年の約三〇万頭からほぼ四半世紀で一〇倍になった計算になる。

◇政治を動かした舞台 砂防会館建て替えに

【三月一八日 朝日新聞】

砂防会館は一九五七年に完成し、自民か六年まで本部を置いた。旧田中派のほか、森喜朗元首相、青木幹雄元参院議員会長らも事務所を構えた。伊吹文明元衆院議長はこの日の二階派(志師会)会合で、九四年に派閥会長だった渡辺美智雄氏が当時の新生党の小沢一郎氏から、自民党離党を条件に連立内閣の首相就任を打診され、派閥内で議論したエピソードを披露。「いくつかの政治ドラマかここで繰り広げられた」と振り返った。

◇違法伐採木材対策自民が法案骨子案固める

【四月一日 朝日新聞】

海外で違法に伐採された木材が日本国内で流通するのを防ぐため、自民党のワーキング

【三月一一日 読売新聞】

度末の生息数は、北海道を除

グチームは三一日、合法的に伐採された木材であることを民間業者に確認させる新たな法案の骨子案を固めた。すでに民進党が法案骨子を決定しており、与野党共同の議員立法で、今国会での成立を目指す。五月末の伊勢志摩サミットで違法伐採対策を打ち出したい考えだ。

◇熊本震度7

◇熊本震度7  
【四月一五日 主要各紙】  
一四日午後九時二六分頃、  
熊本県熊本地方を震源とする  
地震があり、同県益城町で震  
度7、熊本市や同県玉名市な  
どで震度6弱を観測した。氣  
象庁によると、震源の深さは  
11キロ、地震の規模を示すマグ  
ニチュードは6・5と推定さ  
れた。なお、一六日午前一時  
二五分ごろ、熊本県熊本地方  
を震源とする地震があり、同  
県阿蘇村や熊本市などで震度  
6強を観測した。震源の深さ  
は12キロでマグニチュードは7・  
3と推定され、一四日の地震  
は前震、一六日の地震が本震  
であったと改められた。

災で被災した福島県富岡町の幼稚園や保育園の園児が避難していた郡山市でスタートしたのが最初。これまで一七都道府県で開催し、計九九〇〇人の園児が参加した。

◇二〇〇〇年耐震規定でも全壊 建築学会報告

【五月一五日 每日新聞】

熊本地震で震度7を二回記録した熊本県益城町で、新耐震基準の規定が強化された二〇〇〇年以降に建てられたとみられる木造家屋四〇〇～五〇〇棟を日本建築学会が調査したところ、九棟が倒壊するなど計一七棟が全壊したとみられることが分かった。一四日に東京都内で開かれた調査速報会で報告された。

倒壊は免れたものの大きくなっていた全壊家屋について詳しく調査したところ、太さや長さが適切ではない釘が使われていたり壁のバランスが悪かつたりするなど、設計上の配慮不足や施工不良が数多く見つかった。

◇熊本住宅被害10万棟超に

【五月二十五日 每日新聞】

熊本地震による熊本、大分両県での住宅被害が二四日、一〇万棟を超えて一〇万一一九棟になった。新潟県中越地震（二〇〇四年）の約一二万棟に迫る。熊本県の住宅被害は全壊八〇四七棟▽半壊二万八一〇〇棟▽一部損壊七万二六七五棟ーの九万八八二二棟で、大分県は二二九七棟。熊本市や熊本県益城町では、被害調査が続けられており、被害棟数は更に膨らむ可能性がある。

◇G7伊勢志摩サミット開幕・世界経済の下振れリスクを共有認識

【五月二七日 一般紙各紙】

二六日に開幕した主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）は初日の討議で、世界経済に下振れのリスクがあるとの懸念を共有した。安倍晋一郎首相は二〇〇八年のリーマン・ショック並みの危機が再発してもおかしくないほど世界経済が脆弱になっているとの認識を表明し、各国に財政出動を含む強力な政策の実施を促した。

熊本住宅被害10万棟超に  
【五月二十五日 每日新聞】

む強力な政策の実施を促した。

# アトランダム雑誌切り抜き

— 3~4月 —

をさらに発展させるため、もしくは他の市町村が計画の策定・実施を試みていくための基盤として、必要な人材像とその確保・育成のあり方について論じる。

## ◆市町村による独自の森林・

**林業政策の展開／相川隆信・**

**柿澤宏昭**

地方分権下の森林政策の展開を検討するため、合併5市（高山市、郡上市、豊田市、新城市、浜松市）の森林・林業分野の自治体計画を調査した。実効性のある計画のあり方を把握するため、計画の内容だけでなく、策定と実施プロセスについても分析を行った。調査の結果、全ての計画が、森林政策の基本理念や、森林・林業の将来像を明らかにしていた。計画の策定段階では、全ての市が委員会を設置し、有効な議論を行うための様々な工夫がなされ、十分な検討時間が確保されていた。市役所職員が計画の策定と実施に継続的に関与していた他、

**考 察**  
5つの合併市の事例調査から、自治体計画の策定・実施に伴う意義を積極的に見出すことができた。ただしその一方で、今回の5市以外の合併市の中でも、全国には自治体

計画を策定している市があり、さらなる事例の研究が必要である。また、合併を契機に規模が大きくなつた自治体は、森林面積が広く職員数も多い傾向がある。今回の5市では、合併市の比較的充実した人員体制が、計画の策定から実施に至る各プロセスにおいて重要な役割を果たしていた。他方、合併を選択しなかつた市町村など小規模な市町村では、森林・林業関係の職員数が極めて限られていることから、日常的な定常業務に追われて、企画的な要素を持つ業務を開拓することが困難な状況にある。このような状況から、多様な市町村の規模を考慮しつつ、どのようなプロセスや体制が可能かについては、今後の研究課題である。

最後に、これら5市の計画には、自治体計画の実施段階において、職員を計画上重要な業務に長期にわたり任用しているケースがあるが、これらの職員は計画の見直し時に、新たにナレッジ・プロデューサーの役割を果たし、現場の

市町村と地域関係者との協働体制を発展させていることが明らかになつた。計画の目標や基本的な枠組みの設定と、委員会での議論の場の設定において、ナレッジ・プロデューサーの役割が重要であった。さ

らに本研究から、市町村の森林政策を有効なものにするためには、市町村職員の人材育成と市町村と地域関係者との協働体制の発展が重要であることが示された。

計画を策定している市があり、さらなる事例の研究が必要である。また、合併を契機に規模が大きくなつた自治体は、森林面積が広く職員数も多い傾向がある。今回の5市では、合併市の比較的充実した人員体制が、計画の策定から実施に至る各プロセスにおいて重要な役割を果たしていた。他方、合併を選択しなかつた市町村など小規模な市町村では、森林・林業関係の職員数が極めて限られていることから、日常的な定常業務に追われて、企画的な要素を持つ業務を開拓することが困難な状況にある。このような状況から、多様な市町村の規模を考慮しつつ、どのようなプロセスや体制が可能かについては、今後の研究課題である。

第一線の課題を次期計画に反映できる可能性がある。そのため、計画の実施を通じて、政策形成に寄与できる市町村職員を育成していくことも有効である。

62 No. 1 (2016)

また、市役所外部の地域関係者の育成も重要である。今回の調査対象の5市の計画の策定と実施において重要な役割を果たしていいた委員会には、地域の林業関係者だけでなく、NPO団体や地域の教育研究機関の関係者などが参加していた。多様な関係者の参加による計画の策定と実施は、計画の正統性を高めるだけではなく、議論の「場」を活性化させ、計画の質の向上にも貢献しうる。このような地域関係者は、行政の制度や事業の中直接育成しうる性格のものではないが、事業の協働を通じてコミュニケーションの回路を定常的に持つておくことや、市の委員会等に積極的に登用していくことなどは有効だと思われる。このように、長期的な視点に立ち、計画の策定・実施を中心に様々な場

面で地域人材を発掘し、協働体制を培っていくことも重要なである。(林業経済研究ぐ)

#### ◆日本の木材需給と国産材利用の将来／外崎真理雄

業基本計画」の2020年目標は達成可能であろう。

日本の林業がダメになった原因として、林業者と製材業者が、お互いにそっちのせいだと喧嘩しているが、今では林業側だとはつきり言える。

木材産業は装置産業で、機械・設備に莫大な投資が必要である。1日3交代で24時間動かし続け、1年でも早く減価償却をし、利益はその後である。原料が供給されず、機械を止めることは許されないので。

伐採前の林分蓄積に戻らないと、そこから伐採された木材はカーボンニュートラルとは見なされない。木材産業はやっぱり環境破壊産業だったといふことにもなりかねないのである。

全国で再造林率は一割くらいいだと言われている。林分レベルでの炭素循環を考えると、伐採前の林分蓄積に戻らないと、そこから伐採された木材はカーボンニュートラルとは見なされない。木材産業はやっぱり環境破壊産業だったといふことにもなりかねないのである。

昔は港のそばに大工場があった。安定供給されるのが外材だったからである。今では供給力が整備された地域では、山の中に国産材の大型製材工場等ができるはじめている。

国産材供給は供給力により決まっている。もう「森林飽和」と言われるくらい資源は充実しているので、林業労働

者と労働生産性である。人が増え生産性が向上してこれらのことでも無理がある。むしろ、よくこの状況で国産材供給ができる。林業経営の人たちの試算だと、林業意欲の向上を求めて林业費用の半分にもならないところである。当然、林業が経済的に「自立した成長産業」とはなり得ない。

林業意欲の向上を求めて林业費用の半分にもならないところである。当然、林業が経済的に「自立した成長産業」とはなり得ない。

資源は今後も増え続けるわけ  
で、それでは救いがない。

やはり木材製品の需要を拡  
大し、製品価格が上昇すれば  
山元立木価格も上がると思  
た。たとえば、製材価格が  
一割上がり、その分を山元価  
格に回せたら、三倍にできる  
はずである。

原木市売市場で製材工場が  
丸太を選んで買って製材し、  
製材市売市場に出して木材小  
売店が仕入れ、大工が一本ず  
つ選んで買う。木組みをして  
屋根を掛けて、半年くらいか  
けて建てていけば未乾燥材・  
曲がる材も真っ直ぐに乾くの  
である。

しかし、木材需要拡大のた  
めには工業材料としての木材  
製品も必要である。大学でコ  
ンクリートしか学んでいない  
エンジニアに木材を使つても  
らうためには乾燥は必須であ  
り、基準強度も良いが構造  
計算のために全数ヤング率表  
示すべきであろう。強い材も  
弱い材も製材の材積単価が  
同じというのはおかしく、強

い材は高くなるべきである。

(山林4月号)

現在は大径材と中小径材の  
価格差がほとんどないとい

う異常な事態になっている。こ  
れは、いま安定供給されてい  
るのが中丸太で、製材工場は

中丸太加工用の設備で、大径  
材を使えないためと考える。  
今後、大径材が安定供給され  
るようになれば、木材産業は

大径用材の設備投資を行い、  
材積単価は上昇すると思う。

そもそも大径材は、乾燥の  
難しい心持ち木取りをしない  
で済み、材質も安定し、大断  
面梁桁材も採れ、例えばラミ  
ナ材を採る場合でも歩留まり・  
生産性が良いのである。

筆者は木材研究者として、  
可能な場所での長伐期・大径  
材林業は一つの理想と思って  
いる。林業家の立場からも、  
そこで編み出されたのが、「限りなく皆伐に近い生産性  
をもった間伐」として全国で  
取り組まれている、高密度路  
網と高性能機械を組み合わせ  
た間伐。このシステムは、当  
面の課題であつた間伐遅れの  
解消と、停滞した木材生産を  
活性化させることに大きく貢  
献した。しかし、これが更新  
を外すと結論はひっくり返る  
手法の一つである、と答えた

#### ◆100年先を見据えた議論 を／大住克博

高度成長期以降、木材の社  
会の中での相対的な価格が下  
落し始める。この下落分は、  
山元の生産者の取り分の圧縮  
という形で調整されることに  
なる。そのため1haあたり1  
00万円とも200万円とも  
言われる再造林費が、山元に  
とって大きな負担になってしま  
っている。

再造林費の大きな支出を免  
れるためには二つの選択肢が  
ある。粗放的な天然更新と皆  
伐を行わないこと。

国内の皆伐は、一部で天然  
更新を伴うこともあるが、通  
常、スギ、ヒノキ、カラマツ  
といった針葉樹の一斉造林と  
セットになってきた。これら  
は、皆伐は合理的な方法と考  
えられる。

木材資源の再生という点で  
は、皆伐と針葉樹の一斉造林  
の組み合わせほど信頼性の高  
い技術は国内にはない。

代替策として使われる場合に  
は、今後解決すべきいくつか  
の宿題が残ることを指摘して  
おく。一つは、間伐を繰り返  
しながらどのような目標林型  
を追求するのか、その先にど  
のように更新するのかという  
施業方針の問題であり、もう  
一つは生産性の問題である。

間伐などで得られる細い木  
は、土木用に回せば良い。

い。しかし、最近の皆伐回帰論には、少なからず違和感がある。今なぜ皆伐なのかという理由が、きちんと議論され整理されているように感じられない。皆伐回帰論を主張する人に、回帰を望む理由を聞くと、「どこに行つても間伐ばかりだがこれでいいのだろうか?」、「伐期前後の齢級の林分の多さに比べて若齡林がほとんどの気持ちは悪い」といった答えが返ってくる。その素朴な危機感は理解できるが、感覚的な判断だけで、皆伐回帰を進めるのは拙速だ。

この先どのような森林資源を造成し、どのような林業を行っていくために今皆伐を開するのか? 将来の齢級配置より法正状態に導くためなのか? はたまた一斉造林の技術を絶えさせないためなのか?

米やシイタケを作ったり牛を飼ったりする複合経営で収入を維持し、森林を守り育てる。この基本的な行為によることになろう。なんとなく変だからという理由付けでは、一時的な需要の高まりが起き

た時に、皆伐論が資源を食い潰すための露払いにされてしまう危険もある。きちんととした議論と見通しを下敷きにした皆伐回帰論が必要だ。(ぐりーん&らいふ 2016年春号)

#### ◆日田で林業やっています／上山和豊

疲弊していく山村、限界集落……、このような先行き不透明で未来に光の見えない言葉が盛んに聞かれる。戦後間もない時期において、都市と山村の人口は現在の逆であり、山村人口が70%を占めて日本の社会経済は成り立っていた。

なのに現在の山は、後継者がいない、林業が業として営めない、地域が維持できない、といった状況にある。

山に住む人々は昔から、金で運び出しており、九州ではこの未利用材を燃料とするバイオマス発電所が11カ所建設されつつある。この事業にしても取引価格は安く、山にお金が残らない。「環境にとって森林は重要である」言いかがらも、山にいくらかでもお金を還元する仕組みはない。

「木材の有効利用、安定供給」と山村があたかも良くなるよ

いからも重要なことであった。このような毎日の営みにより、森林は形づくられてきたのである。

その森林が、経済林としての価値より環境林としての価値が重要である、と呼ばれて久しい。今、50～100年の歳月を経て算出される木材の価格は、大根一本の価格と同等か、さらに安い。山がこのようない状況にあるにもかかわらず、国は、生産性向上とコスト削減をうたい、補助金で大規模な加工場をつくって木材を大量に山から産出する政策を行っている。昨今は、山に放置される未利用間伐材(採算に合わない材)を補助

材(採算に合わない材)を補助金で運び出しており、九州ではこの未利用材を燃料とするバイオマス発電所が11カ所建設されをとってみても、ライン化された屋内工場のごとく生産性・コスト重視だけができるものが勝つという市場経済主義のみが先行している。

第一次産業は、農林漁業どちらをとっても、ライン化された屋内工場のごとく生産性・コスト重視だけができるものづくりではない。人と時間を使ひながら自然環境の中で育まれて商品化されるのであり、生産性とコストのみを論じるならば、「環境にとって森林が重要である」という社会的 requirement を山側の努力のみに委ねられても困る。

私たちの周りにある美しい

うな掛け声を聞くが、流通業者が利益を得る仕組みだけに目配りした事業展開に思える。グローバル社会経済のあり方を主流となりつつある現在、その目的の最たるや、コスト競争に裏打ちされた生き延びるための販売競争であり、今

山河を後世に伝えていくためにも、森林は国民の共有財産であって、その環境保全機能が我々の命を維持し、生活を守ってくれるという認識を新たにする必要がある。

木材をたたき売り、たたき買いすることにのみ踊らされることはなく、このような価値観に立ち返って事業や政策の展開を社会の大きな動きにすることこそが、山村・林業政策＝地域創生ではないのだろうか。（グリーンパワー　016年4月号）

### ◆「むら」と「まち」をつなげて子ども心を耕す「楽校」

山口市仁保大富地区は、中

国山地の懷にあって仁保川という川の最上流部に位置し、豊かな自然環境に恵まれた静かな山郷。かつては、農林業を中心に行っていたが、過疎、高齢化が進み、今では180人ほどが住む小さな集落で、NPO法人やまぐち里山環境プロジェクトは「子どもの心を耕す体験、大人の食の主体

を取り戻す体験」をテーマに里山環境を活かした都市と農村の交流活動に取組んでいる。「子ども体験俱楽部」は、郷帶の子どもたちを対象とした山の体験活動を通して食と農を学ぶ取り組み。

元気いっぱいの子どもたちと林道を進むと、雪の重さで老木や竹が倒伏し、行くを遮っている。倒木に直面した子どもたちは「ワードがな

ぞ！」「どうしよう！」などと大はしゃぎ。私たちは、なぜ、木が倒れているのかを説明しながら、「進むためにはどうすればいいのか」を子どもたちに聞く。「倒れた木の上を登る」などと子どもらしい回答もあるが、「木をどうして道を作りたい」と気がつく。そこで私たちは持参した荒れた山道を歩くことで自然環境の厳しさを知り、炭窯で木炭に触ることでエネルギーの源を知る。さらに、木炭で自分たちが育てた米で作られたかき餅を食べることで大げさに聞こえるかもしれないが、まさに現代社会が抱える、食料問題環境問題のプログラムと言つても過言ではないと考えている。幼い子どもには理解できないのではと

農家樂に帰るとお母さんが温かい豚汁やお弁当を準備して待っている。炭焼き小屋でもらった木炭を七輪に入れて火をおこし、ペットボトル稻で作ったかき餅を七輪で焼く。焦がしたり、焼きたりもたちに悩んでいたが、誰一人としてそのかき餅を捨てる子どもはない。

荒れた山道を歩くことで自然環境の厳しさを知り、炭窯で木炭に触ることでエネルギーの源を知る。さらに、木炭で自分たちが育てた米で作られたかき餅を食べることで大げさに聞こえるかもしれないが、まさに現代社会が抱える、食料問題環境問題のプログラムと言つても過言ではないかと考えている。幼い子どもには理解できないのではと

◆「むら」と「まち」をつなげて子ども心を耕す「楽校」  
での体験／嘉村則男

山口市仁保大富地区は、中國山地の懷にあって仁保川という川の最上流部に位置し、豊かな自然環境に恵まれた静かな山郷。かつては、農林業を中心に行っていたが、過疎、高齢化が進み、今では180人ほどが住む小さな集落で、NPO法人やまぐち里山環境プロジェクトは「子どもの心を耕す体験、大人の食の主体

言われる方もいるが、これこそ子どもたちにとっての原体験であり、ほんの少しでも体験に入らせてもらう。始めて入る真っ暗な炭窯の中、木炭を運び出して手や顔が黒くなったり、墨を塗りあって大笑いする子どももいる。

私たちの活動に参加した若者が二つの家庭をつくりそれが5人の家族とともに移住し、定住してくれた。一時は「むらおさめ」を覚悟した私たちだけに、子どもたちが元気に走り回る姿を見るのは大きな喜びだ。そんな子どもたちを見るにつれ、大富のかけがえのない風景や暮らしを守っていくことこそ、私たちの与えられた役割だと強く感じている。（AFCフォーラム2016年3月号）

# 森林の未来を憂えて

——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。どくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国のかつて育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られています。

一、二十一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどうに活力を与えて、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないか。

一、山村に住み、林業で働いている人びと、都市に住む人たちはどうに手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのように克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

## 季刊 国民と森林

2016年夏季 第137号

- 発行 2016年7月1日
- 発行責任者 只木良也
- 発行所 国民森林会議
- 連絡先 〒112-0012  
東京都文京区大塚3-28-7  
TEL 03-3519-5981  
FAX 03-3519-5984
- http://www.peoples-forest.jp  
E-mail:info@peoples-forest.jp
- 振替口座00120-0-70096
- 定価 1,000円(税込)  
(年額3,000円)